

第3期八潮市地域福祉計画推進委員会 資料1

令和3年10月27日

八潮市健康福祉部社会福祉課

第3期 八潮市地域福祉計画

【素案】

令和3年10月

八 潮 市

ごあいさつ

ここにあいさつ文が入ります

令和4年3月

八潮市長 大山 忍

目 次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の趣旨	1
2 地域福祉とは	2
3 地域福祉計画とは	3
4 計画の位置づけ	4
5 計画の期間	5
6 計画の策定体制	6
第2章 ハ潮市の現状と課題	7
1 地域福祉を取り巻く社会動向	9
2 ハ潮市の地域福祉を取り巻く概況	14
3 各種調査結果にみるハ潮市の現状	29
4 困難事例把握調査等にみるハ潮市の現状	43
5 第2期計画の評価	47
6 ハ潮市の地域福祉を取り巻く課題	51
第3章 計画の基本方針	53
1 将来像	55
2 共通理念	56
3 基本目標	58
4 施策体系	60
5 地域福祉圏域	62
第4章 施策の展開	63
基本目標1 ともに手を携え互いに支え合う絆づくり	65
基本目標2 地域福祉意識の高揚と地域福祉を支える人づくり	72
基本目標3 安全に安心して生きがいを持って住み続けられる地域づくり	77
基本目標4 多様な福祉課題に対応できるしくみづくり	83

第5章 計画の推進	91
1 計画を推進するための各主体の役割	93
2 計画の進行管理	96
資料編	97

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

近年、少子高齢化や核家族化、個人の価値観やライフスタイルの多様化、安全・安心に対する意識の高まりなど、福祉を取り巻く環境は大きく変化しています。

地域においても、コミュニティ活動の担い手不足や担い手の高齢化が進むなどにより支え合いの機能は低下しています。加えて、生活困窮やひきこもりの状況にある家庭、介護や子育てなどの悩みや不安を抱えながらも周囲の協力を得ることができない家庭などが増加しています。

さらに、高齢の親が中高年のひきこもる子どもの生活を支える「8050問題」や、介護と育児を同時に担う「ダブルケア」、18歳未満の子どもが家族のケアを担う「ヤングケアラー」の問題など、1世帯で複数のリスクを抱える問題が生じています。

国では、これまで高齢者や障がい者、子どもなど、各対象を支援するための福祉制度を整備し、支援が必要な人への取組を充実させてきましたが、社会や地域の状況を踏まえ、今後は、制度の枠組みに捉われず一人ひとりが尊重される「地域共生社会」の実現を目指すこととしています。

そのためには、一人ひとりが地域や福祉の課題を「自分ごと」として捉え、地域に主体的に関わることや、行政をはじめとした専門機関が連携し、包括的な支援体制を整備していくことが求められます。

八潮市（以下「本市」という。）では、かつての住民同士の助け合いの仕組みに加え、地域社会を構成するあらゆる人たちがともに手を携え、地域の誰もが支え合う体制づくりを地域社会において創出していくため、平成24年3月に「八潮市地域福祉計画」（以下「第1期計画」という。）、平成29年3月に「第2期八潮市地域福祉計画」（以下「第2期計画」という。）を策定し、地域福祉の推進のために様々な取組を実践してきました。

本市では、第2期計画の成果や住民ニーズ等を踏まえ、これからの本市における地域福祉を推進するための指針として、令和4年度から令和8年度までを計画期間とする「第3期八潮市地域福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

2 地域福祉とは

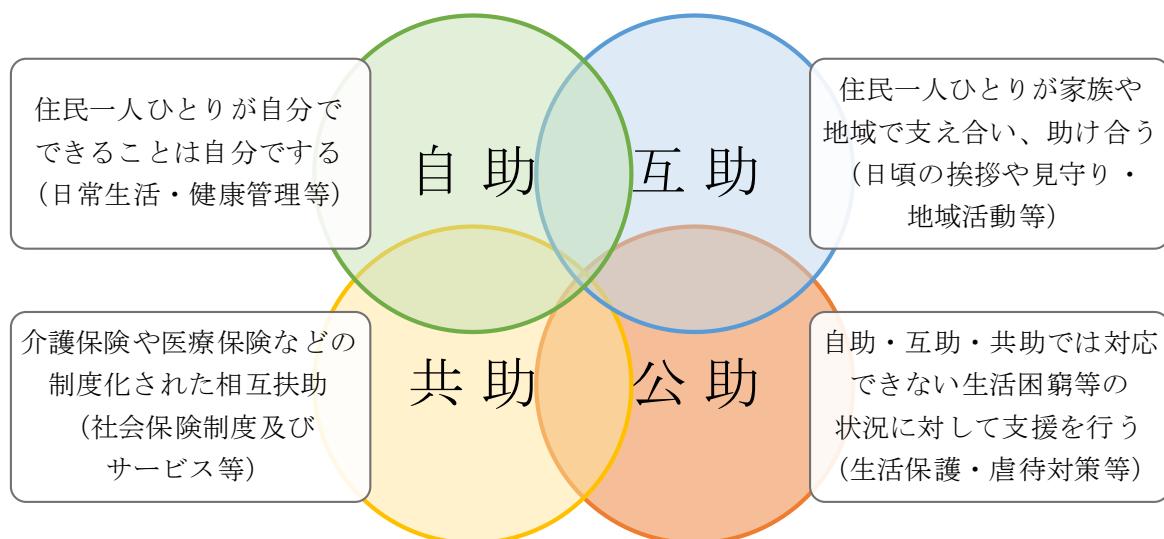
地域福祉とは、誰もが安心して暮らすことができるよう、住民、行政、社会福祉関係団体などが、ともに助け合い支え合う地域づくりを行うことです。

そのためには、住民一人ひとりが、自分でできることは自分でする「自助」の意識を持つとともに、家族や地域で助け合い支え合う「互助」の考え方を持つことが大切です。

そして、行政には、介護保険や医療保険などの制度化された相互扶助である「共助」の役割が求められるとともに、自助・互助・共助では対応できない生活困窮等の状況に対して支援を行う「公助」の役割が求められます。

本計画では、こうした「自助・互助・共助・公助」のそれぞれの役割分担のもとで相互に補完し合いながら、地域社会を構成するあらゆる人たち（地域における多様な主体）がともに手を携え、自分たちの持っている特性を生かし、地域福祉の推進という共通の目的に向かって計画を推進します。

■本計画における「自助・互助・共助・公助」の考え方



3 地域福祉計画とは

「地域福祉計画」は、社会福祉法第4条に規定する「地域福祉の推進」のため、同法第107条第1項の規定に基づき「市町村地域福祉計画」として策定するもので、地域福祉を推進するまでの基本的な方向性・理念を明らかにする計画となります。

■社会福祉法(抄)

(目的)

第一条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

(地域福祉の推進)

第四条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるまでの各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

(市町村地域福祉計画)

第一百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

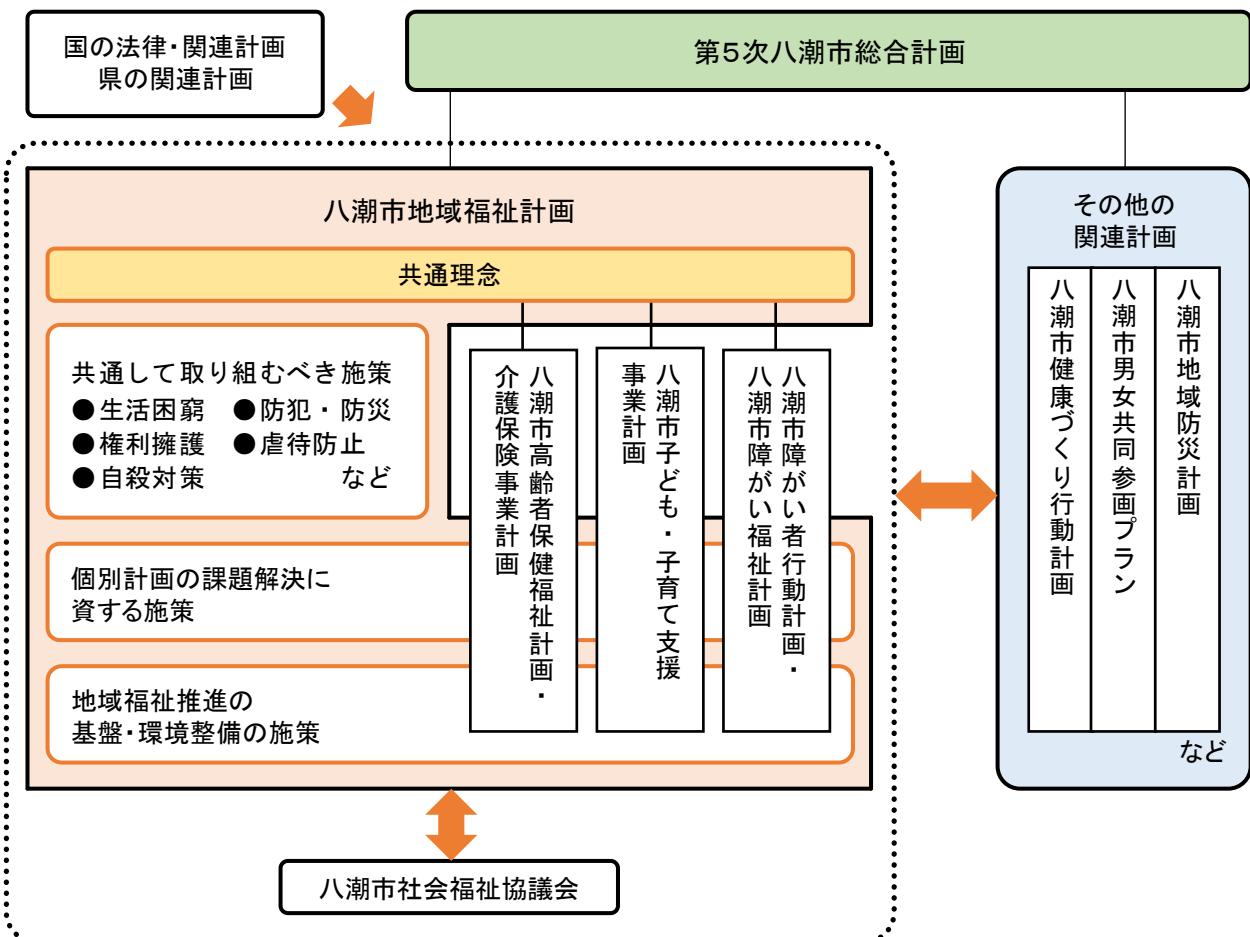
- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

4 計画の位置づけ

本計画は、「第5次八潮市総合計画」の政策領域別計画として、福祉分野の個別計画の地域福祉推進に関する方針や施策等と連動することから、既に個別分野ごとに策定している計画及び国や県などから出されている地域福祉に関する法律や計画等との整合を図り、新たな社会問題をはじめとする地域の広範な生活課題に対応できる計画とします。

また、本計画は「地域」に着目し、地域において支援を必要とする人の生活課題解決の方策について定めるとともに、地域福祉を推進していく上で特に重要な役割を担う八潮市社会福祉協議会との連携を図るため、八潮市社会福祉協議会の取組も併せて掲載することとします。

■計画の位置付け



5 計画の期間

本計画は、令和4年度から令和8年度までの5か年を計画期間とします。

ただし、地域における課題や取組の成果等を踏まえ、他の関連する計画との整合を図りながら、必要に応じて見直しを検討するものとします。

■計画の期間

計画	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
総合計画							
		第5次八潮市総合計画 【平成28年度～令和7年度】					
地域福祉計画	見直し						
		第3期八潮市地域福祉計画 【令和4年度～令和8年度】					
高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画		第8期八潮市高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画 【令和3年度～令和5年度】					
子ども・子育て支援 事業計画		第2期八潮市子ども・子育て支援事業計画 【令和2年度～令和6年度】					
障がい者行動計画 障がい福祉計画		第7次八潮市障がい者行動計画・ 第6期八潮市障がい福祉計画 【令和3年度～令和5年度】					

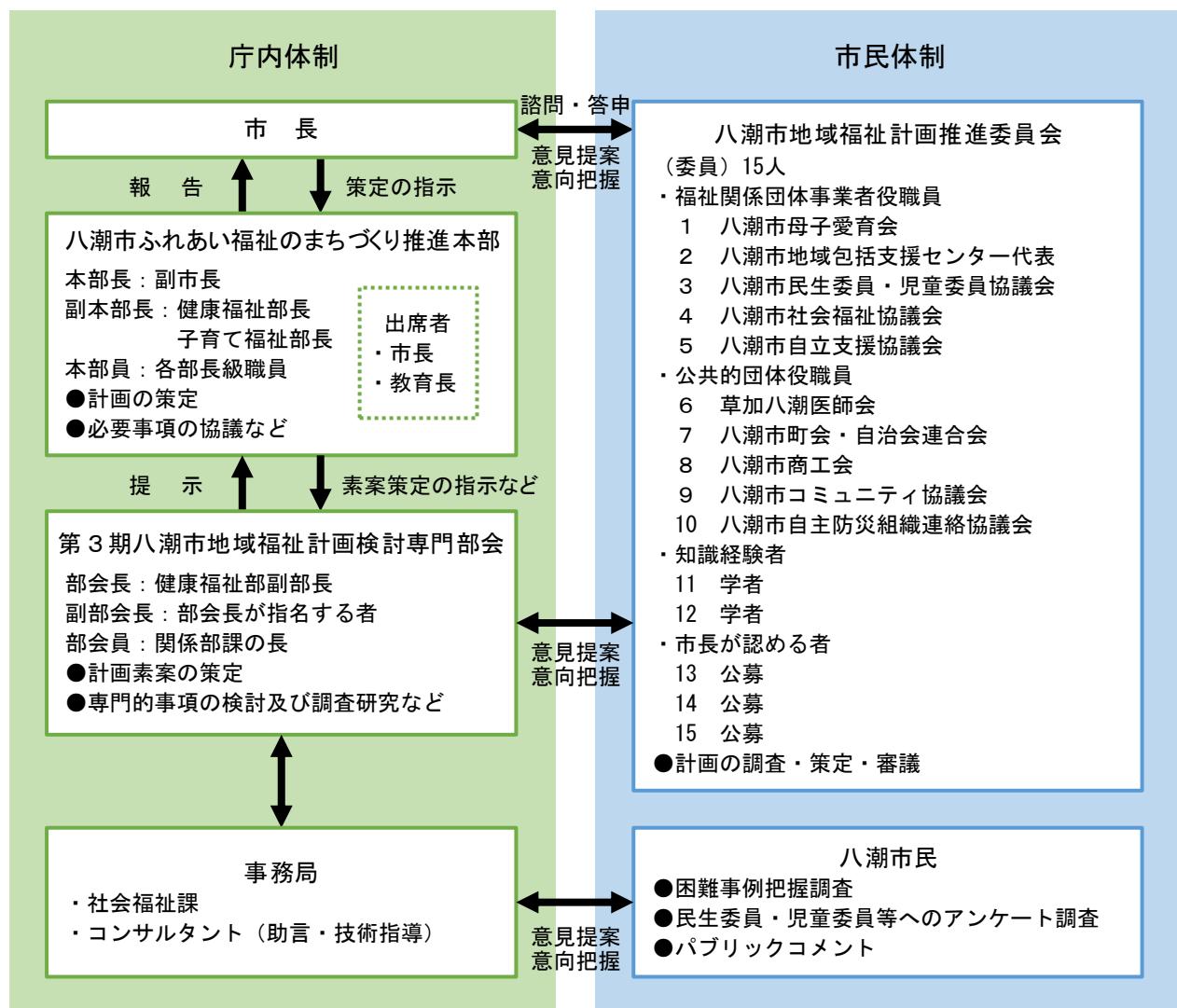
6 計画の策定体制

本計画の策定にあたって、福祉関係団体事業者役職員、公共的団体役職員、知識経験者、公募による市民などで構成する「八潮市地域福祉計画推進委員会」において、計画の内容について審議を行いました。

また、庁内の関係部署で構成する「八潮市ふれあい福祉のまちづくり推進本部」及び「第3期八潮市地域福祉計画検討専門部会」において協議・検討を行いました。

本市の現状や福祉ニーズ等の把握にあたっては、福祉の分野別計画における調査結果を活用するほか、困難事例把握調査や地域の民生委員・児童委員等へのアンケート調査、パブリックコメントを実施しました。

■計画の策定体制



第2章 八潮市の現状と課題

1 地域福祉を取り巻く社会動向

本市の地域福祉の目指す姿を展望し、地域福祉を推進していくためには、社会動向を的確に捉えていくことが重要となります。

国や県の地域福祉に関する法律や計画の動向、本市における他の福祉分野の個別計画の方針など、今後の地域福祉の在り方について整理します。

(1) 地域共生社会の実現に向けた国の動向

① 「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」(平成27年9月)

地域社会を取り巻く環境の変化によって、福祉ニーズが多様化・複雑化していることを背景に、従来の分野別の社会福祉サービスから、すべての人が世代や背景を問わず安心して暮らし続けられるまちづくり（全世代・全対象型地域包括支援）の必要性を提示しました。包括的な相談体制や総合的な福祉サービスの提供など、4つの改革の方向性を示しました。



② 「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月)

「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」を踏まえ、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を提唱しました。



③ 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置(平成28年7月)

「地域共生社会」の実現に向けた具体的な検討を行い、最終とりまとめ(平成29年9月)として、市町村における包括的な支援体制の構築や、地域福祉計画で各福祉分野に共通して取り組むべき事項等を提示しました。



④ 「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」(平成30年4月施行)

地域共生社会の実現に向けて、地域福祉推進の理念が明記されるとともに、その理念を実現するために、市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨が規定されました。

また、市町村の地域福祉計画に「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」を定めるなど地域福祉計画の充実について記載されました。



⑤「地域共生社会推進検討会」の設置（令和元年5月）

市町村における包括的な支援体制の整備のあり方や、今後強化すべき社会保障・生活支援の機能について検討し、「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に行う市町村の新たな事業の創設等について提示しました。



⑥「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」
(令和3年4月施行)

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築を推進するため、「相談支援（属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援）」、「参加支援（社会とのつながりや参加の支援）」、「地域づくりに向けた支援（地域住民同士が気にかけ合う関係性の育成支援）」を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

■地域共生社会のイメージ図



資料：厚生労働省ホームページ「地域共生社会のポータルサイト」

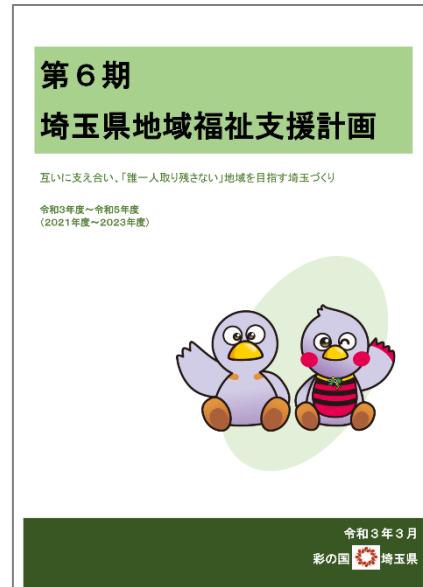
(2)埼玉県の動向

①第6期埼玉県地域福祉支援計画（令和3年度～令和5年度）

社会福祉法第108条第1項に規定する「都道府県地域福祉支援計画」として、広域的な見地から市町村の地域福祉の推進を支援するものであり、県の総合計画である埼玉県5か年計画の分野別計画として位置付けられるものです。

また、「埼玉県高齢者支援計画（認知症施策推進計画）」、「埼玉県障害者支援計画」、「埼玉県子育て応援行動計画」、「埼玉県ケアラー支援計画」、「埼玉県再犯防止推進計画」など個別計画との連携・整合を図りながら、高齢者、障がい者、児童等の福祉の各分野における共通的な事項を横断的に記載した計画です。

「互いに支え合い、『誰一人取り残さない』地域を目指す埼玉づくり」を基本理念として掲げ、地域住民、NPO・ボランティア団体、社会福祉法人、企業、相談支援機関、行政など、あらゆる主体が参画し、世代や分野を超えてつながり、地域の課題を地域で解決する力を高める取組を定めました。



(3)本市における福祉分野の個別計画

①第8期八潮市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和3年度～令和5年度）

本計画は、老人福祉法第20条の8に規定する「市町村老人福祉計画」と介護保険法第117条に規定する「市町村介護保険事業計画」を一体のものとして策定する計画で、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関し、供給量および供給体制を見込み定める計画です。

「健康でいきいきと安心して暮らしつづけられる地域をめざして」を基本理念として掲げ、高齢者の自立支援・重度化防止、介護予防を推進し、地域包括ケアシステムの構築に取り組んでいます。



②第7次八潮市障がい者行動計画・第6期八潮市障がい福祉計画（令和3年度～令和5年度）

本計画は、「障害者基本法」第11条第3項に基づく「障害者計画」と障害者総合支援法88条に基づく「障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20に基づく「障害児福祉計画」を一体的に定めたものであり、本市における障がい児・者施策を総合的かつ計画的に推進するための計画として位置づけられるものです。

「ともに生き、ともに支え合う地域づくり」を基本理念として掲げ、身体障がい、知的障がい、精神障がい等、全ての障がいのある人が地域で安心して日常生活や社会生活を送ることができるよう、総合的な支援を推進しています。

③第2期八潮市子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～令和6年度）

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく計画として、基本理念及び子ども・子育て支援の意義を踏まえ策定したものです。

「子どもも 親も 輝けるまち やしお」を基本理念として掲げ、子育てを社会的に支援する体制を推進し、多様な保育需要を考慮した保育内容や地域における子育て支援事業の充実に努めるなど、安全・安心でいきいきと子育てができる環境づくりを進めています。



(4)SDGsの理念

平成27年9月の国連サミットにおいて、国際的に豊かで活力ある未来を創る「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）」が示され、「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現に向けて取組が進められています。

SDGsの「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現は、社会保障・社会福祉がこれまで進めてきた歩みや「地域共生社会」づくりにつながるものであり、本計画においても、SDGsの17の目標における取組を意識し、SDGsの達成に貢献していくことが求められます。

■持続可能な開発目標(SDGs)の概要



資料：外務省ホームページ「JAPAN SDGs Action Platform」

2 八潮市の地域福祉を取り巻く概況

本市の地域福祉の目指す姿を展望し、地域福祉を推進していくためには、前述の社会動向を的確に捉えていくことに加え、本市における地域福祉を取り巻く状況についても的確に捉えていくことが重要です。

本市の地域福祉の目指す姿として、統計データや地域の活動状況など、本市の地域福祉に関連する概況を整理します。

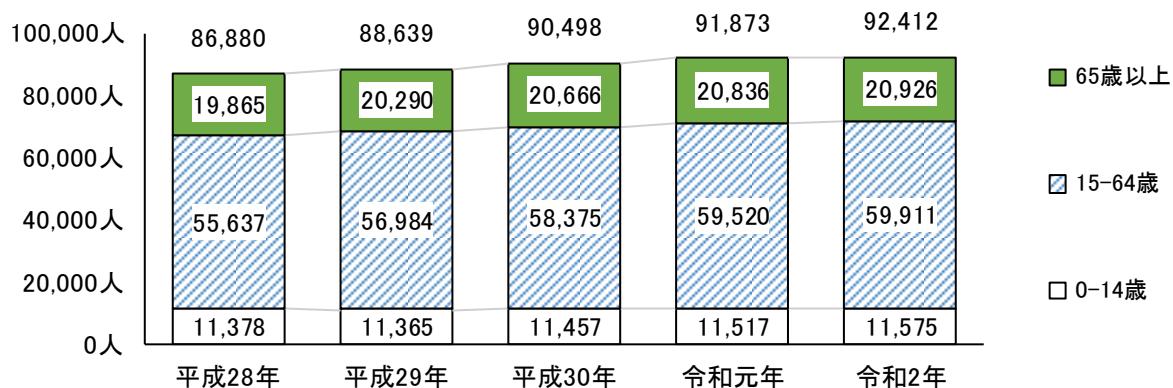
(1) 人口動態と世帯の概況

① 人口の推移

総人口は年々増加しており、令和2年10月1日現在で92,412人となっており、平成28年と比較すると、5,532人増加しています。

15歳～64歳の生産年齢人口と65歳以上の高齢者人口は一貫して増加しており、0歳～14歳の年少人口は、平成30年以降増加に転じています。

■ 総人口と年齢3区分別人口の推移

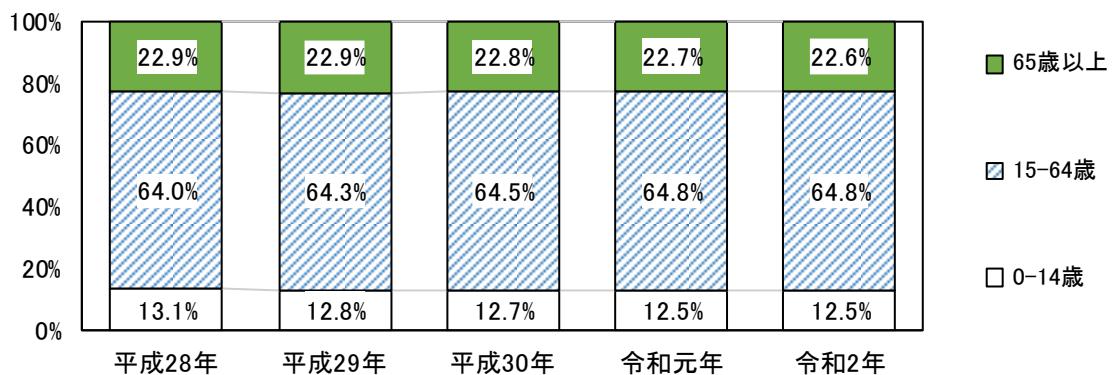


資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

②人口構成比の推移

人口構成比をみると、全体的に急激な変動はなく、15歳～64歳の生産年齢人口が過半数を占め、64%台の微増傾向で推移しています。一方、0歳～14歳の年少人口と65歳以上の高齢者人口は微減傾向で推移しています。

■年齢3区分別人口構成比の推移

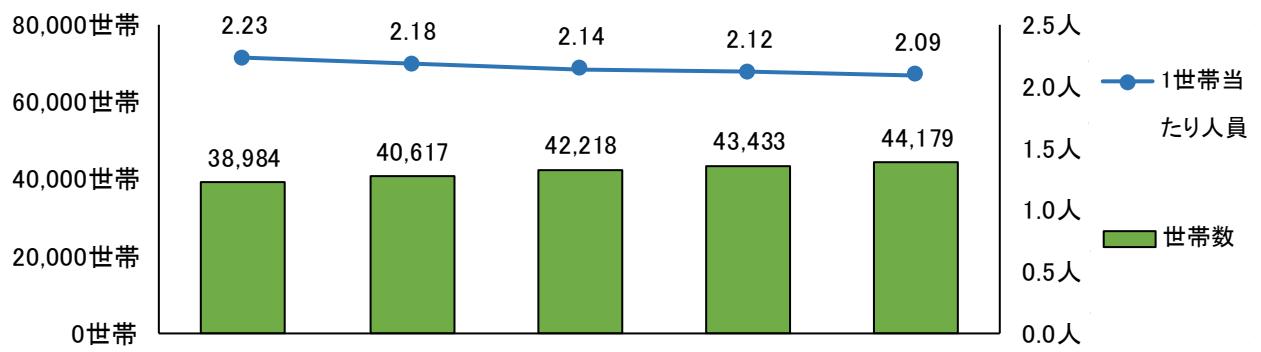


資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

③世帯数の推移

世帯数は令和2年10月1日現在で44,179世帯となっており、増加が続いているが、1世帯あたり人員は減少しており、平成28年は2.23人でしたが、令和2年には2.09人となっています。

■世帯数と1世帯あたり人員の推移



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

④転入・転出の状況

本市の転入・転出の状況をみると、転入超過の状況が続いています。

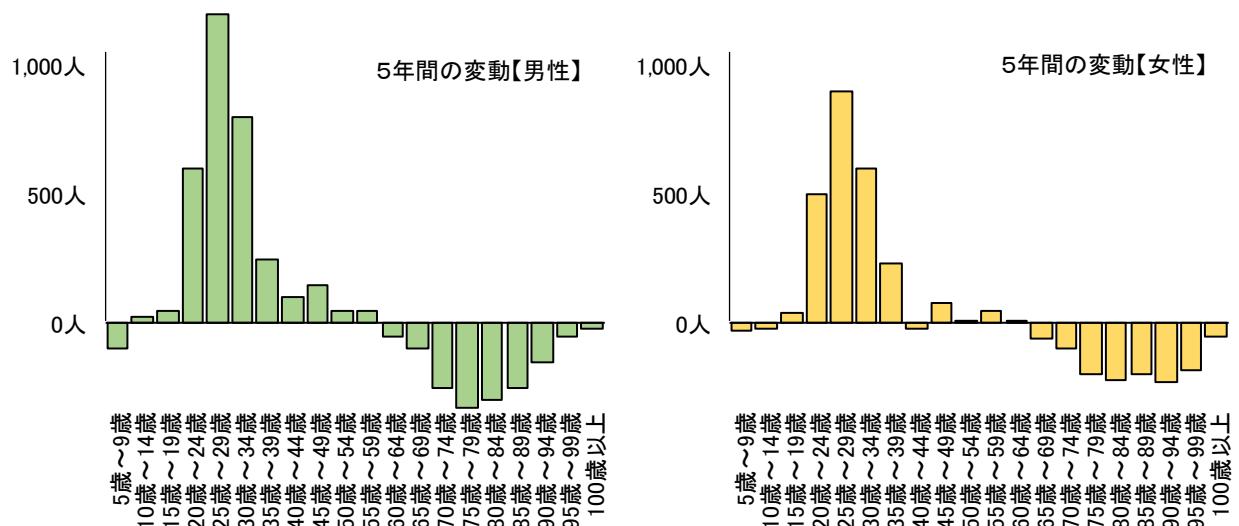
性別・年齢別にみると、男女ともに20歳代、30歳代の転入超過が顕著に見られます。

■国内他地域との間の転入届に基づく年間人口移動(日本人のみ)

	転入[A] (人)	転出[B] (人)	転入超過[C] [A]-[B]	総移動[D] [A]+[B]	[C]÷[D] (%)
平成27年	3,955	3,773	182	7,728	2.4
平成28年	4,307	3,568	739	7,875	9.4
平成29年	4,982	3,567	1,415	8,549	16.6
平成30年	5,452	3,930	1,522	9,382	16.2
令和元年	4,882	4,054	828	8,936	9.3

資料：総務省統計局「住民基本台帳移動報告」等を基に作成

■平成27年～令和2年の住民基本台帳人口の変動(年齢は令和2年1月1日現在)



資料：総務省自治行政局「住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数」基に作成

⑤圏域別の状況

圏域別の総人口は、南部圏域が 29,546 人で最も多く、北部圏域が 16,770 人で最も少なくなっています。平成 28 年と比較すると、世帯数はすべての圏域で増加していますが、総人口については、西部圏域と北部圏域で減少している状況です。

65 歳以上の高齢者人口の割合が最も高い圏域は北部圏域で 31.7%、最も低い圏域は南部圏域で 17.3% となっており、圏域間の差が大きくなっています。

一方、0 歳～14 歳の年少人口割合は、南部圏域が 14.2% で最も高くなっています、北部圏域のみ 9.7% で 1 割を下回っています。

■ 地域福祉圏域別の総人口と世帯数の比較

単位:人、世帯

	平成28年			令和2年		
	総人口	世帯数	1世帯当たり 人員	総人口	世帯数	1世帯当たり 人員
東部圏域	25,912	11,130	2.33	26,902	12,254	2.20
西部圏域	19,307	8,502	2.27	19,194	8,967	2.14
南部圏域	24,436	11,639	2.10	29,546	15,000	1.97
北部圏域	17,225	7,713	2.23	16,770	7,958	2.11
合 計	86,880	38,984	2.27	92,412	44,179	2.09

資料:住民基本台帳(各年10月1日現在)

■ 地域福祉圏域別の年齢3区分別人口の比較

単位:人・%

	平成28年			令和2年		
	0-14歳	15-64歳	65歳以上	0-14歳	15-64歳	65歳以上
東部圏域	3,810	16,774	5,328	3,697	17,526	5,679
	14.7%	64.7%	20.6%	13.7%	65.1%	21.1%
西部圏域	2,297	12,440	4,570	2,056	12,327	4,811
	11.9%	64.4%	23.7%	10.7%	64.2%	25.1%
南部圏域	3,354	16,196	4,886	4,190	20,239	5,117
	13.7%	66.3%	20.0%	14.2%	68.5%	17.3%
北部圏域	1,917	10,227	5,081	1,632	9,819	5,319
	11.1%	59.4%	29.5%	9.7%	58.6%	31.7%
合 計	11,378	55,637	19,865	11,575	59,911	20,926
	12.8%	64.3%	22.9%	12.5%	64.8%	22.6%

資料:住民基本台帳(各年10月1日現在)

(2)高齢者福祉に関する概況

①高齢化の状況

65歳以上の高齢者人口は、年々増加しており、令和2年では20,926人、高齢化率は22.6%となっています。高齢者を65歳～74歳の前期高齢者と75歳以上の後期高齢者に分けると、前期高齢者は年々減少していますが、後期高齢者は年々増加しており、令和2年では10,500人、総人口に占める割合は11.4%となっています。

■高齢者人口と高齢化率の推移

単位：人

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
総人口	86,880	88,639	90,498	91,873	92,412
65歳以上	19,865	20,290	20,666	20,836	20,926
	22.9%	22.9%	22.8%	22.7%	22.6%
65～74歳	11,752	11,483	11,169	10,648	10,426
	13.5%	13.0%	12.3%	11.6%	11.3%
75歳以上	8,113	8,807	9,497	10,188	10,500
	9.3%	9.9%	10.5%	11.1%	11.4%

資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

②高齢者世帯の状況（※11月更新予定：国勢調査）

65歳以上を含む世帯については、令和2年では14,752世帯となっており、全世帯の33.4%を占めています。そのうち、単身世帯が5,233世帯、高齢者夫婦世帯が3,931世帯となっています。

■高齢者世帯の推移

単位：世帯

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総世帯数	25,919	27,495	32,467	35,763	44,179
65歳以上を含む世帯	5,385	7,823	10,608	12,761	14,752
	20.8%	28.5%	32.7%	35.7%	33.4%
高齢者単身世帯	692	1,294	2,065	2,853	5,233
	12.9%	16.5%	19.5%	22.4%	35.5%
高齢者夫婦世帯	1,095	1,921	2,768	3,427	3,931
	20.3%	24.6%	26.1%	26.9%	26.6%
その他の世帯	3,598	4,608	5,775	6,481	5,588
	66.8%	58.9%	54.4%	50.8%	37.9%

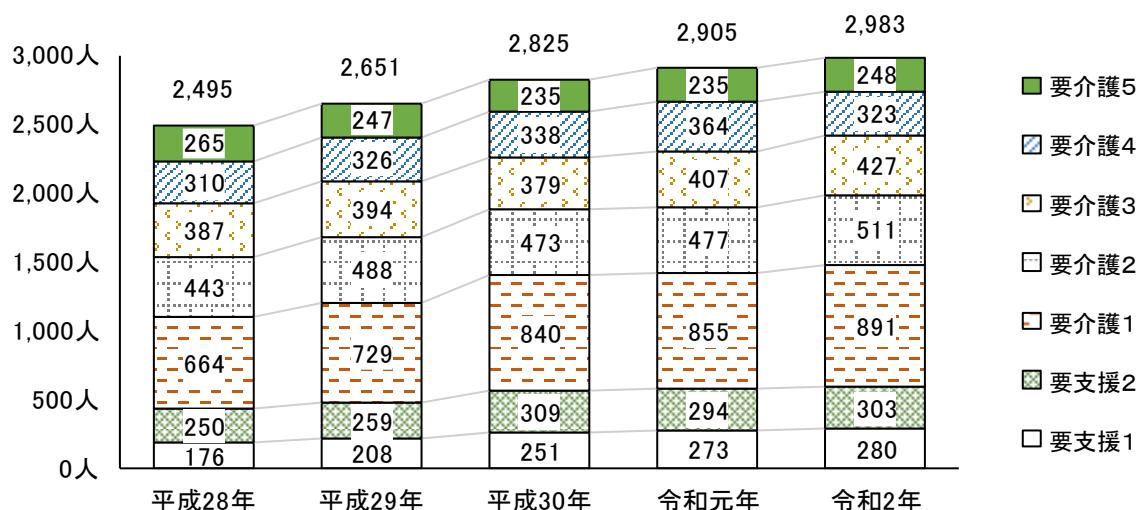
資料：国勢調査（令和2年は住民基本台帳）

③要支援・要介護認定者

要支援・要介護認定者数は、令和2年では2,983人で、認定者の内訳は、要支援認定者（要支援1及び要支援2）が583人で全体の19.5%、要介護認定者（要介護1～要介護5）が2,400人で全体の80.5%となっています。要介護者の中では、要介護1が891人で最も多く、要介護2が511人で続いており、中度層が多い構造となっています。

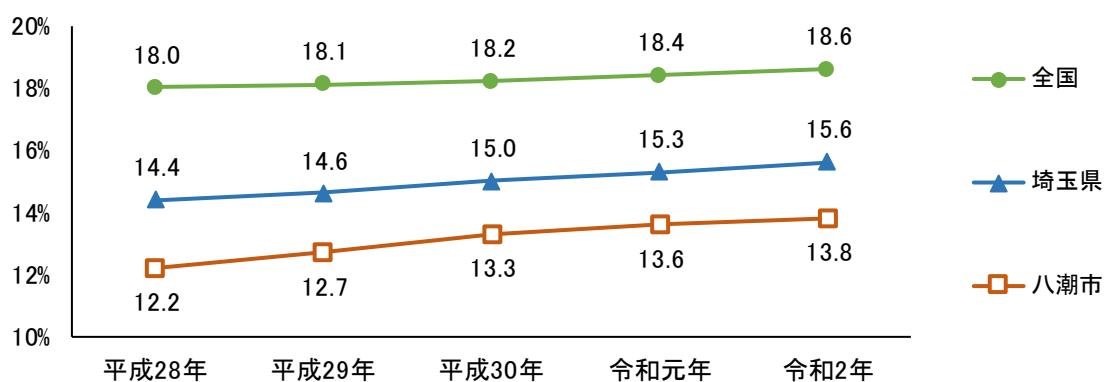
第1号被保険者の要支援・要介護認定率は13.8%となっており、全国及び埼玉県よりも低い水準で推移しています。

■要支援・要介護認定者数の推移



資料：介護保険事業状況報告(各年9月末日現在)

■第1号被保険者の要支援・要介護認定率の推移



資料：介護保険事業状況報告(各年9月末日現在)

④社会参加の状況

八潮市シルバー人材センターにおいて、高齢者の豊富な経験・知識・技能を生かした就業を通じ、生きがいづくりや社会参加を希望する働く意欲のある定年後等の高齢者の支援に取り組んでいます。

シルバー人材センター会員数と受注件数は、令和元年度以降増加に転じています。

■シルバー人材センター会員数及び受注件数の推移

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
会員数(人)	505	482	473	509	536
受注件数(件)	1,233	1,315	1,294	1,301	1,365

資料：長寿介護課（各年度3月31日現在）

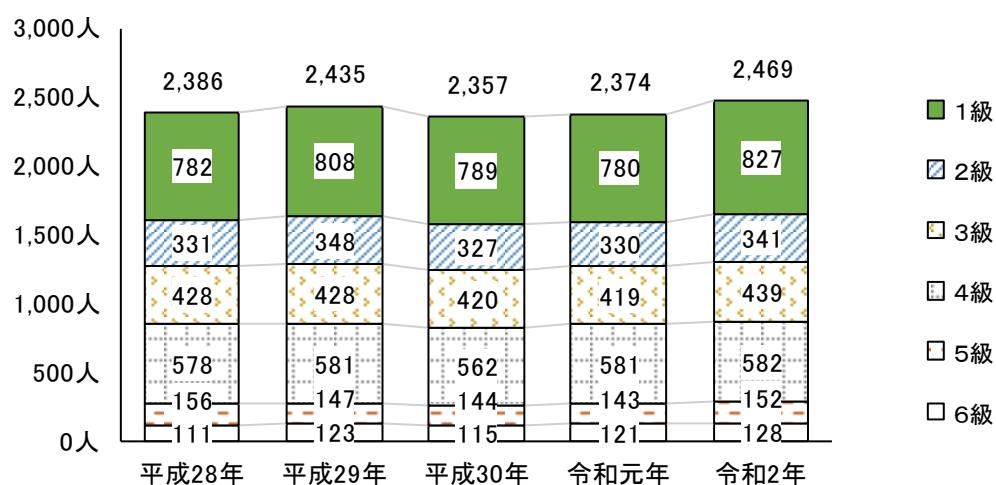
(3)障がい者福祉に関する概況

①身体障害者手帳所持者

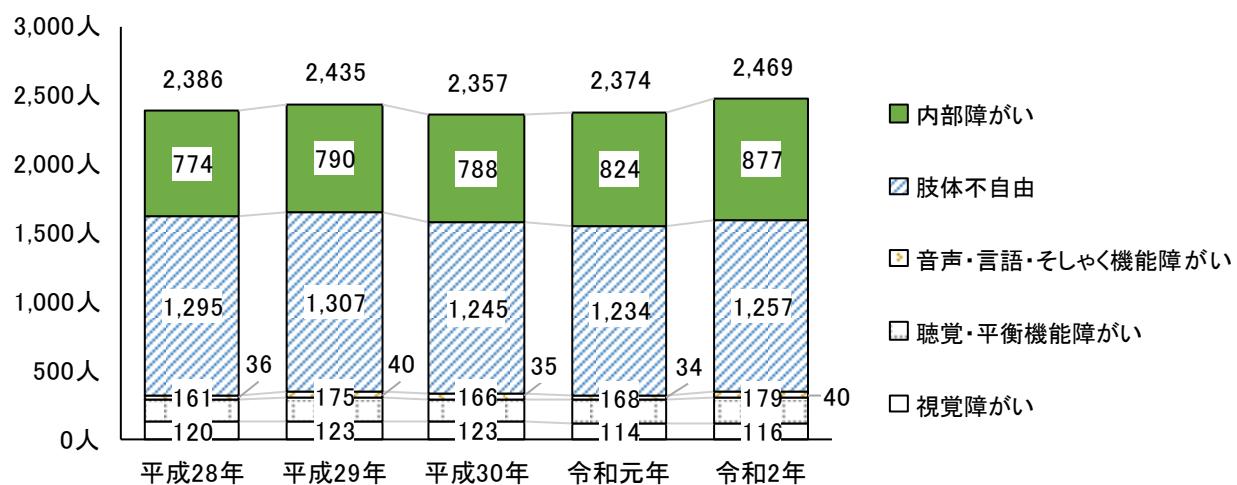
身体障害者手帳所持者数は、2,400人前後で推移しており、令和2年では2,469人となっています。障がいの等級別では、1級が827人で最も多く、次いで4級が582人となっています。障がいの種類別では、肢体不自由が1,257人で最も多く、次いで内部障がいが877人となっています。

■身体障害者手帳所持者数の推移

«等級別»



«障がいの種類別»



資料：障がい福祉課（各年4月1日現在）

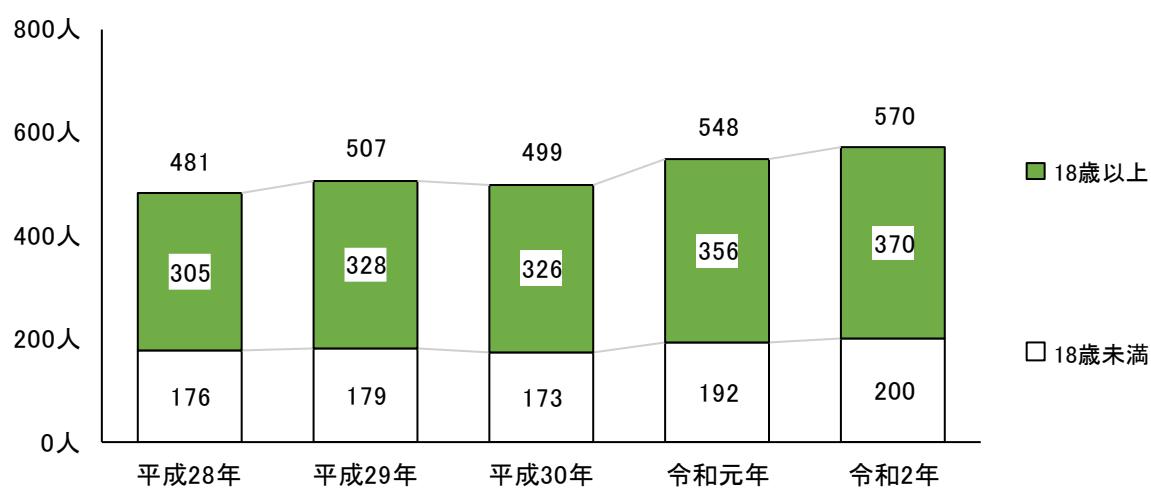
②療育手帳所持者

療育手帳所持者数は、増加傾向にあり、令和2年では570人となっています。18歳未満は200人で全体の35%となっています。

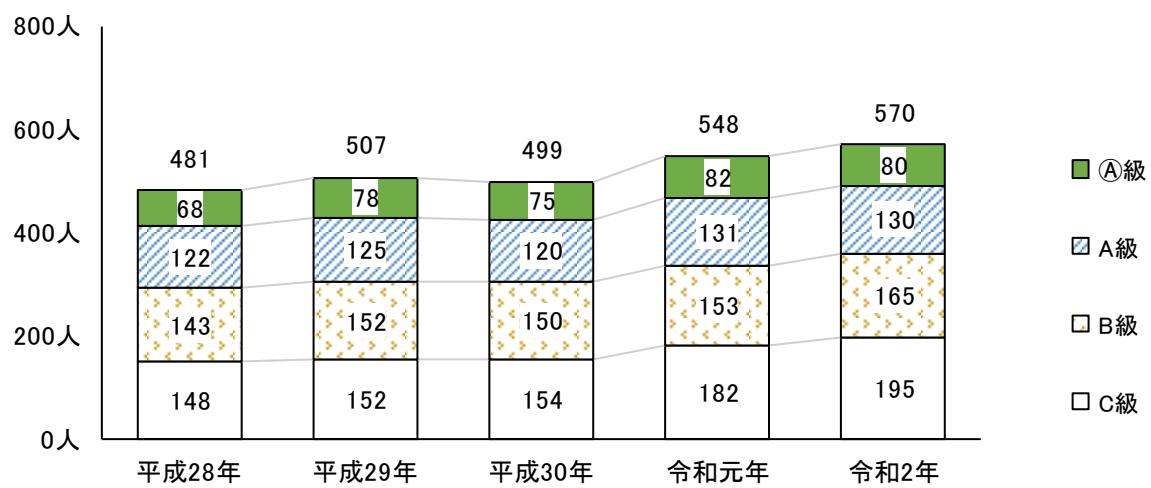
障がいの程度別では、C級（軽度）が195人で最も多くなっています。

■療育手帳所持者数の推移

『年齢別』



『障がいの程度別』

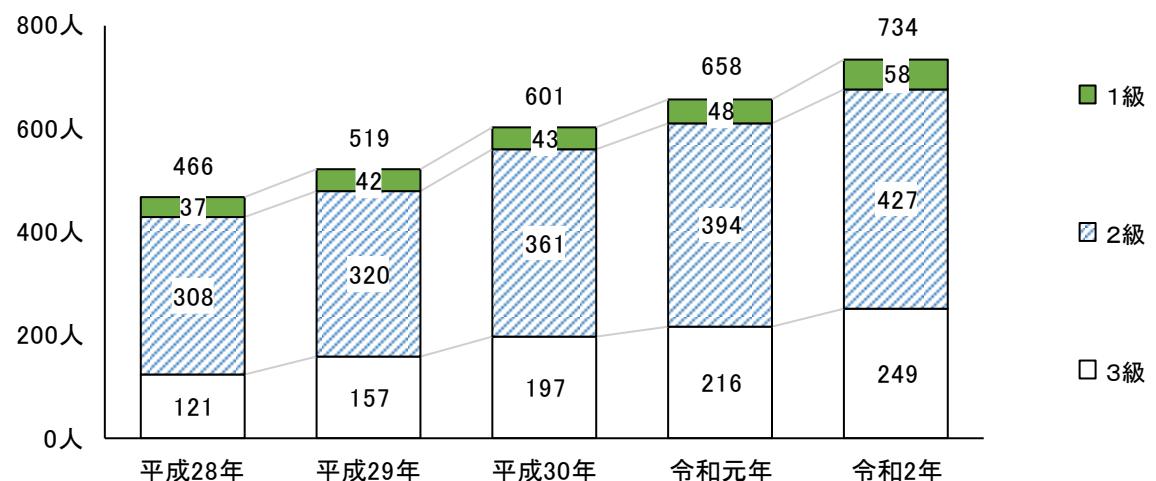


資料：障がい福祉課（各年4月1日現在）

③精神障害者保健福祉手帳所持者

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、年々増加しており、令和2年では734人となっています。障がいの等級別では、2級が427人で最も多くなっています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

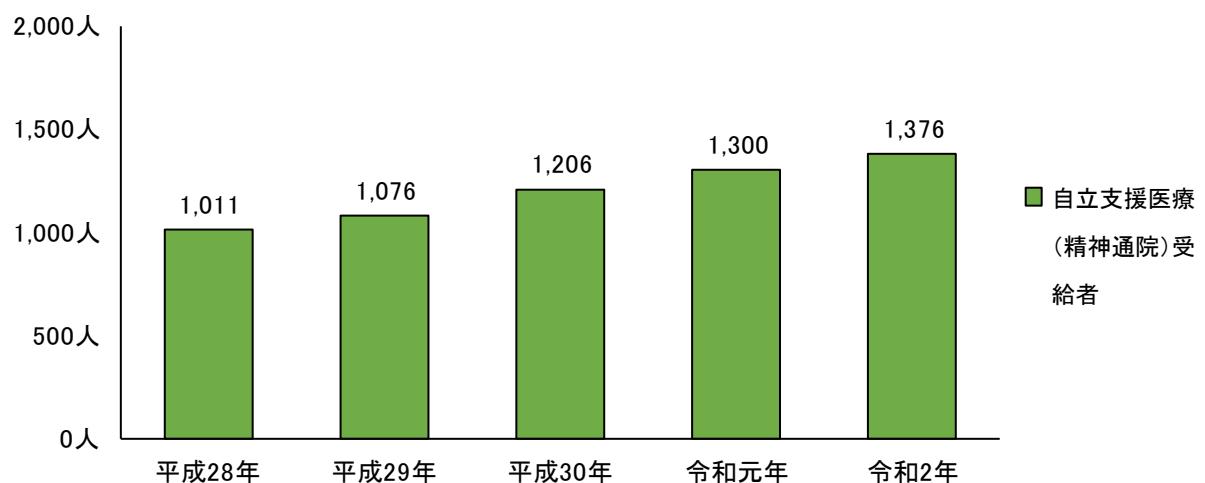


資料：障がい福祉課（各年4月1日現在）

④自立支援医療（精神通院）受給者

自立支援医療（精神通院）受給者数は、年々増加しており、令和2年では1,376人となっています。

■自立支援医療（精神通院）受給者数の推移



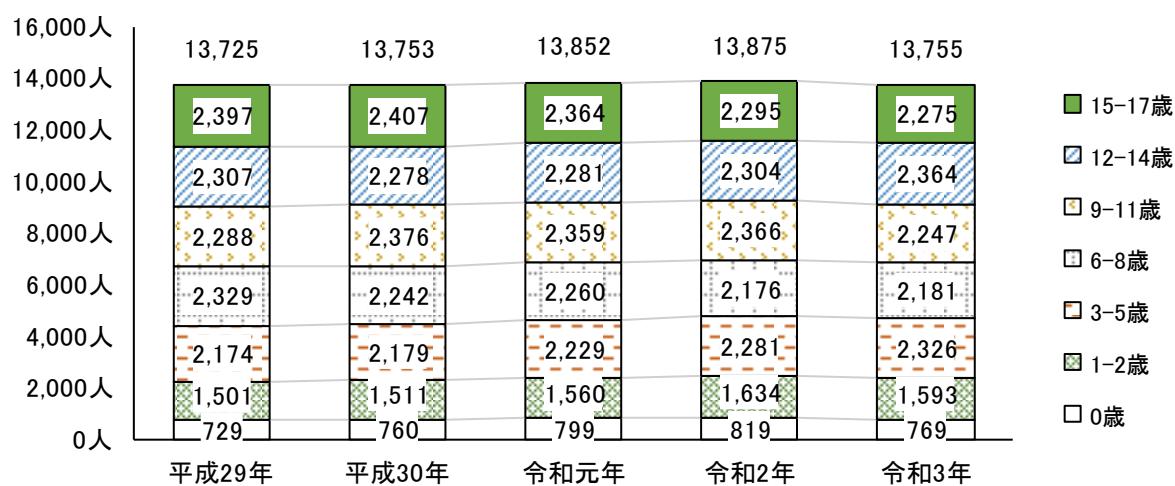
資料：障がい福祉課（各年4月1日現在）

(4)子ども・子育て支援に関する概況

①児童数の推移

18歳未満の児童数は、13,700人～13,800人台で推移しています。

■児童数の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

②世帯の家族類型の状況（※11月更新予定：国勢調査）

世帯総数は年々増加しており、平成27年では34,102世帯となっています。親族世帯のうち核家族世帯では、夫婦のみとひとり親世帯（男親と子ども、女親と子ども）が増加しています。また、単独世帯も年々増加しており、10,000世帯を超えています。

■世帯の家族類型の推移

単位：世帯

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	6歳未満親族のいる世帯	18歳未満親族のいる世帯
総数	24,556	25,895	27,281	32,411	34,102	3,361	7,649
A 親族世帯	19,472	20,013	20,473	22,583	22,350	3,327	7,561
I 核家族世帯	16,674	17,215	17,578	19,813	19,945	3,002	6,834
(1)夫婦のみ	3,311	4,215	4,940	6,123	6,407	-	-
(2)夫婦と子ども	11,639	10,955	10,214	10,730	10,337	2,844	6,047
(3)男親と子ども	451	450	517	624	641	12	113
(4)女親と子ども	1,273	1,595	1,907	2,336	2,560	146	674
II その他の親族世帯	2,798	2,798	2,895	2,770	2,405	325	727
B 非親族世帯	91	163	197	406	579	34	61
C 単独世帯	4,993	5,719	6,611	9,422	11,173	-	27

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

(5) 地域福祉に関する概況

① 生活保護の状況

生活保護の被保護世帯数は、平成30年をピークに減少しています。

世帯類型別にみると、過半数を占める高齢者世帯のみ年々増加しており、令和2年では623世帯となっています。

■ 生活保護の被保護世帯数・被保護人員数の推移

単位:世帯、人

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
被保護世帯	995	1,015	1,020	994	983
被保護人員	1,340	1,331	1,321	1,256	1,215

資料:社会福祉課(各年度月平均)

■ 世帯類型別被保護者世帯数の推移

単位:世帯

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
高齢者世帯	558	588	604	612	623
疾病障がい者世帯	264	266	265	247	230
母子世帯	60	59	53	45	39
その他世帯	113	102	98	90	91

資料:社会福祉課(各年度月平均)

② 自殺者の状況

近年の自殺者数は、平成28年の17人が最も多く、令和元年にかけて減少傾向にありましたが、令和2年では増加に転じ14人となっています。

■ 自殺者数の推移

単位:人

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
男性	13	11	8	4	10
女性	4	2	5	6	4
合計	17	13	13	10	14

資料:厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

③虐待相談の状況

虐待相談の状況をみると、令和2年では高齢者虐待 23 件、障がい者虐待が1件、児童虐待が 146 件となっています。

■虐待相談対応件数・通報件数の推移

単位:件

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
高齢者虐待	31	22	28	34	23
障がい者虐待	0	0	0	2	1
児童虐待	5	2	123	150	146

資料:高齢者虐待…高齢者虐待防止法に基づく対応状況に関する調査

資料:障がい者虐待…障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査について

資料:児童虐待…福祉行政報告例(平成30年度から集計方法を変更したため件数が大幅に増加)

④成年後見制度の利用状況

成年後見制度の利用状況をみると、令和2年では成年後見が 69 件、補佐が5件、補助が4件となっています。

■成年後見制度の利用件数の推移

単位:件

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和2年
成年後見	52	60	64	63	69
任意後見	0	0	0	0	0
補佐	5	4	3	5	5
補助	3	3	4	3	4

資料:資料:さいたま家庭裁判所越谷支部提供(各年12月末現在)

■後見・保佐・補助制度について

成年後見：認知症、知的障がい、精神障がいなどにより、常に自分ひとりで判断ができない状態にあり、日常生活に常に支援が必要な方を援助するために、家庭裁判所が後見人を選任する制度。

任意後見：認知症、知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が衰える前に、本人が自分の意思で後見人を決定する制度。

保佐：認知症、知的障がい、精神障がいなどにより、時々自分ひとりで判断ができない状態にあり、日常生活のかなりの部分で支援が必要な方を援助するために、家庭裁判所が保佐人を選任する制度。

補助：認知症、知的障がい、精神障がいなどにより、物事によっては自分ひとりで判断ができない状態にある方を援助するために、家庭裁判所が補助人を選任する制度。

⑤町会・自治会の状況

世帯数が増加する一方で、町会・自治会の加入世帯数は、年々減少しており、令和2年には20,000世帯を下回っています。

また、町会・自治会の加入率も年々減少し、令和2年では45.2%となっています。

■町会・自治会加入世帯数及び加入率の推移

単位:世帯、%

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
総世帯数	37,445	38,366	39,704	41,243	42,871	43,824
加入世帯数	21,509	21,054	20,774	20,603	20,324	19,810
加入率	57.4	54.9	52.3	50.0	47.4	45.2

資料:市民協働推進課(各年4月1日現在)

⑥ボランティアの状況

八潮市社会福祉協議会におけるボランティア活動団体・市民活動団体等の届出数の推移をみると、200団体前後で推移しており、令和2年では193団体となっています。

■ボランティア活動団体・市民活動団体等の届出数の推移

単位:団体

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
届出数	189	200	209	198	193

資料:八潮市社会福祉協議会(各年4月1日現在)

⑦八潮たすけあいサービス事業の状況

八潮市商工会において、地域における支援を必要とする人たちの日常生活を支える活動の一環として「八潮たすけあいサービス事業」を実施しており、高齢者や子育て中の人们などに庭の草取りや洗濯、買物代行などの簡単な作業を市内在住のボランティアが支援するサービスを展開しています。

利用者数は、平成29年度で最も多く322人となっており、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で未実施となっています。

■八潮たすけあいサービス利用者数の推移

単位:人

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用者数	243	322	103	158	—

資料:商工観光課(各年度3月31日現在)

⑧福祉サービス利用援助事業の状況

八潮市社会福祉協議会において、地域住民の権利擁護事業の一環として「福祉サービス利用援助事業」を実施しており、認知症高齢者や知的障がい者など、判断能力が十分でない人を対象に利用者本人との契約に基づき、各種福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理、書類等の預かりサービスなどの支援を行っています。

利用者数は年々増加しており、令和2年度の契約件数は30件となっています。

■福祉サービス利用援助事業利用者数の推移

単位：件

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
契約件数	14	16	20	24	30
認知症高齢者	10	10	12	13	16
知的障がい者	2	4	5	8	9
精神障がい者	2	2	2	2	4
その他	0	0	1	1	1

資料：八潮市社会福祉協議会（各年度3月31日現在）

⑨ふれあいサロン活動の状況

八潮市社会福祉協議会において、地域での仲間づくりや生きがいづくりなど、地域の誰もが生きがいを持ち、心豊かな生活を送れるよう、地域の協力者が中心となって運営する「ふれあいサロン活動」を実施しています。

令和元年までは実施支部数、実施延べ回数ともに年々増加していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響で令和2年度の実施支部数は10支部、実施延べ回数は49回に留まっています。

■実施支部数及び実施回数の推移

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
実施支部数(支部)	23	23	25	27	10
実施延べ回数(回)	124	145	174	193	49

資料：八潮市社会福祉協議会（各年度3月31日現在）

3 各種調査結果による八潮市の現状

地域の現状や課題を踏まえて、地域福祉をより一層推進していくためには、地域住民の現状やニーズ等を把握し、必要な施策展開を図る必要があります。

本市の現状として、福祉分野における各種アンケート調査結果を整理します。

(1)高齢者実態調査

本調査は、要介護状態になる前の高齢者を対象として、高齢者の生活状況や生活支援サービスの必要性等を把握するとともに、要介護・要支援認定を受けている方及びその主な介護者を対象として、在宅介護の実態や生活支援サービスの必要性等を把握し、今後の高齢者等支援施策の検討に向けた基礎資料を得ることを目的として実施したものです。

■調査概要

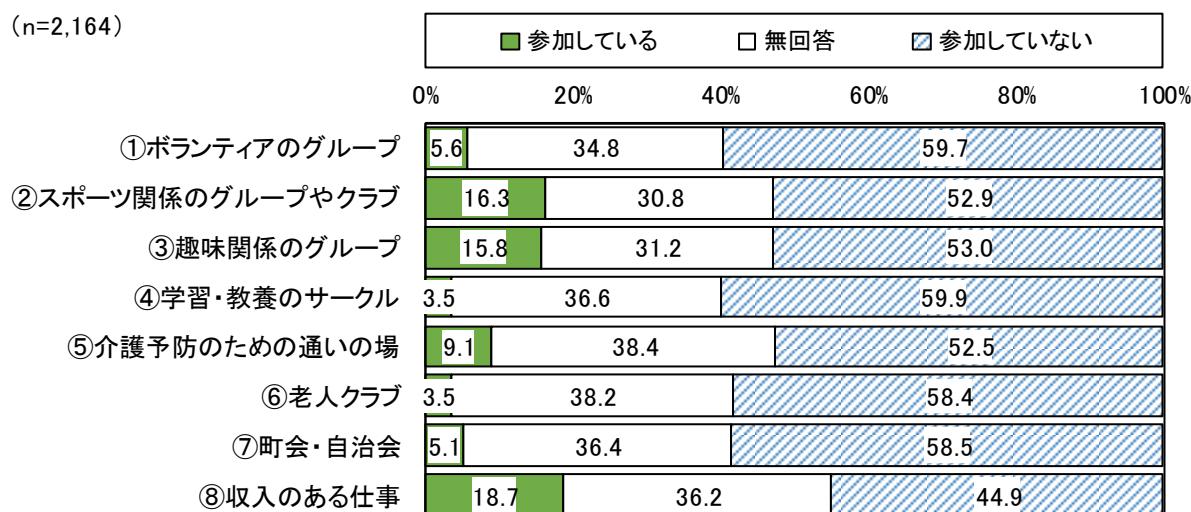
	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	在宅介護実態調査
対象者	要介護認定を受けていない高齢者 (一般高齢者：無作為抽出) (要支援認定者・事業対象者：全数)	要介護1～5の在宅高齢者 (無作為抽出)
配布数	2,897票 (一般高齢者：2,200票) (要支援認定者・事業対象者：697票)	1,200票
調査方法	郵送配布・回収	
調査期間	令和2年4月1日～令和2年4月22日	
回収結果	回収数：2,164票 回収率：74.7%	回収数：797票 回収率：66.4%

①地域活動等への参加状況

①～⑧の会やグループ等への参加状況について、「月1回以上参加している」と回答した場合を「参加している」と定義すると、「⑧収入のある仕事」が18.7%で最も多く、以下「②スポーツ関係のグループやクラブ」が16.3%、「③趣味関係のグループ」が15.8%などとなっています。

■ 地域活動等への参加状況

(n=2,164)



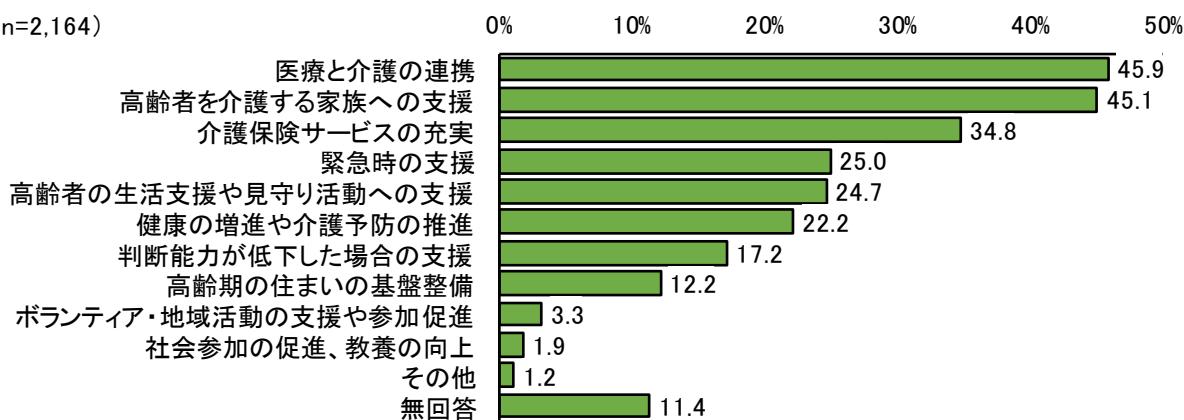
資料：高齢者実態調査（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）

②市が重点を置くべき取組

今後、市が重点を置くべき高齢者の保健福祉や介護予防等に関する取組については、「医療と介護の連携」が45.9%、以下「高齢者を介護する家族への支援」が45.1%、「介護保険サービスの充実」が34.8%などとなっています。

■ 市が重点を置くべき取組

(n=2,164)



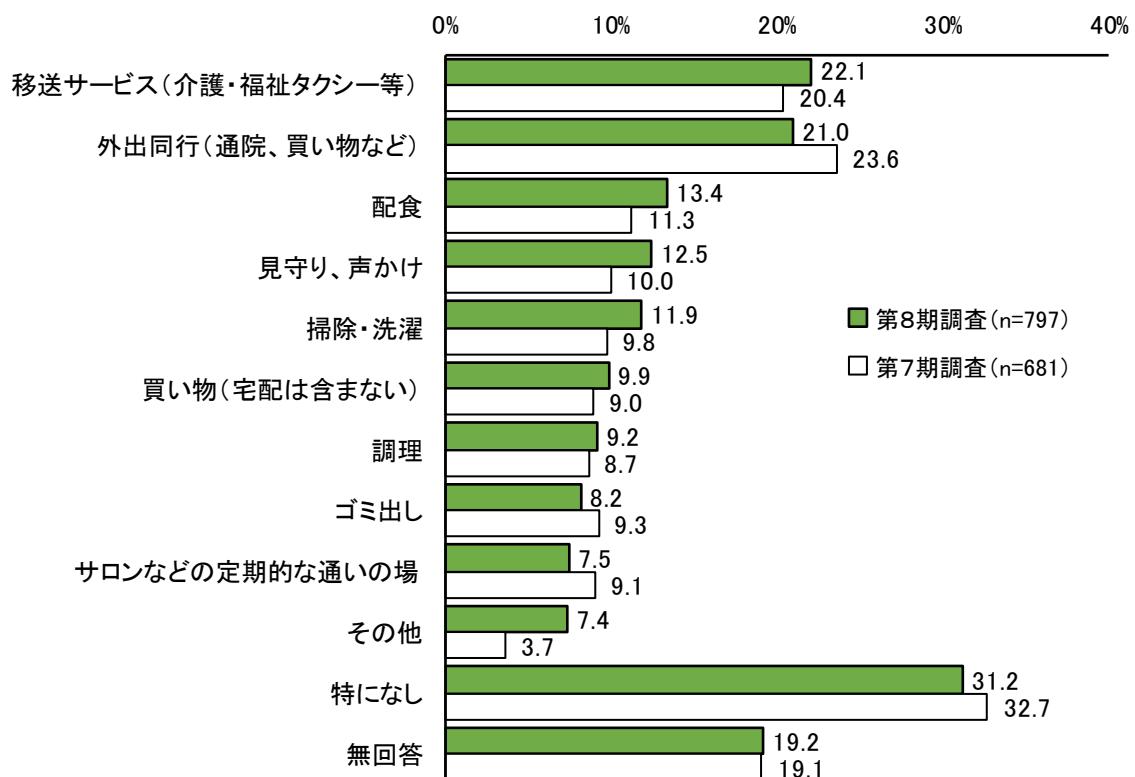
資料：高齢者実態調査（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）

③在宅生活の継続のために必要な支援・サービス

今後の在宅生活の継続のために必要な支援・サービスについては、「移送サービス」が22.1%で最も多く、以下「外出同行」が21.0%、「配食」が13.4%などとなってています。なお、「特になし」は31.2%となっています。

経年比較では、「移送サービス」や「配食」、「見守り、声かけ」、「掃除・洗濯」などが増加しています。

■今後の在宅生活の継続のために必要な支援・サービス



資料：高齢者実態調査（在宅介護実態調査）

(2)八潮市福祉に関するアンケート調査

本調査は、障がいのある人への福祉施策の更なる充実を図るため、障がいのある人の日常生活に関する意見を把握し、計画を見直すための基礎資料とする目的として実施したものです。

■調査概要

	障がい者（児）調査	一般市民調査
対象者	市内にお住まいの障がい者手帳及び自立支援医療（精神通院）や障がい児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス）受給者証をお持ちの方	18歳以上 65歳未満の市民 (無作為抽出)
配布数	2,229 票	1,000 票
調査方法	郵送配布・回収	
調査期間	令和2年3月31日～令和2年4月22日	
回収結果	回収数：1,136 票 回収率：51.0%	回収数：389 票 回収率：38.9%

■集計表の見方

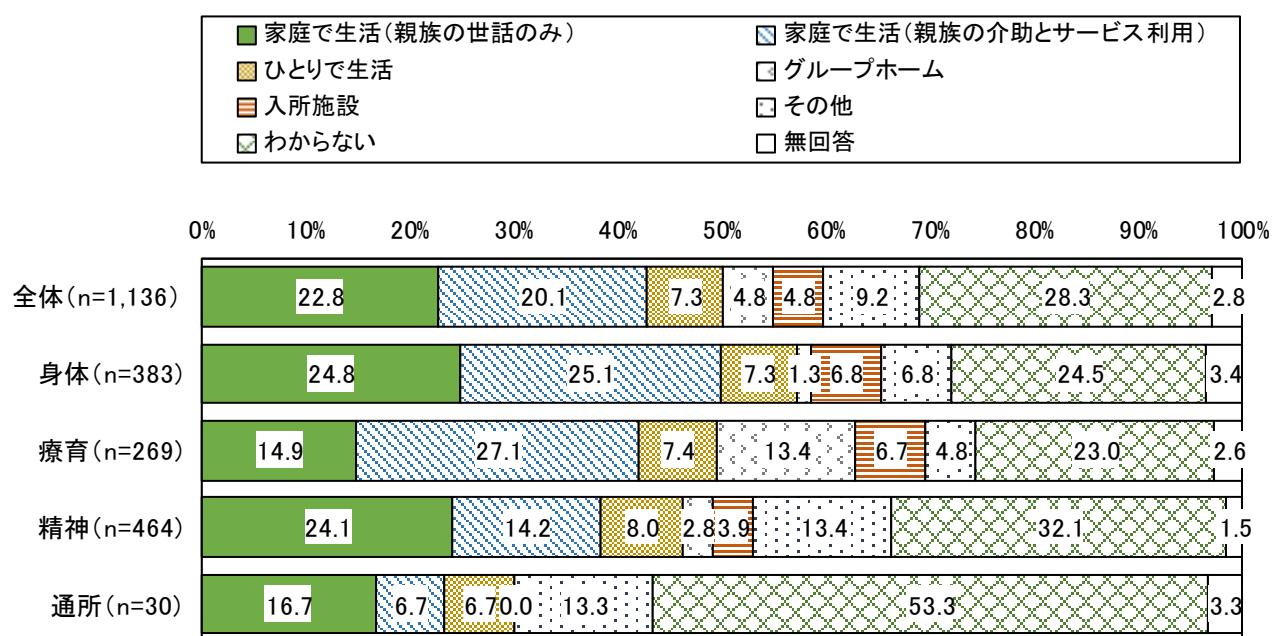
- 身体：身体障害者手帳所持者
- 療育：療育手帳所持者
- 精神：精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療（精神通院）受給者証所持者
- 通所：障がい児通所支援事業受給者

①将来の生活の希望

全体では、「家庭で生活（親族の世話のみ）」（親族だけに世話をしてもらって、家庭で生活したい）が22.8%で最も多く、以下「家庭で生活（親族の介助とサービス利用）」（親族の介助や、在宅福祉サービスを利用して、家庭で生活したい）が20.1%、「ひとりで生活」（在宅福祉サービスを利用して、ひとりで生活したい）が7.3%などとなっています。なお、「わからない」は28.3%となっています。

手帳の種類別にみると、身体障害者手帳所持者と療育手帳所持者では「家庭で生活（親族の介助とサービス利用）」、精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療受給者証所持者と障がい児通所支援事業受給者では「家庭で生活（親族の世話のみ）」がそれぞれ最も多くなっています。

■将来の生活の希望



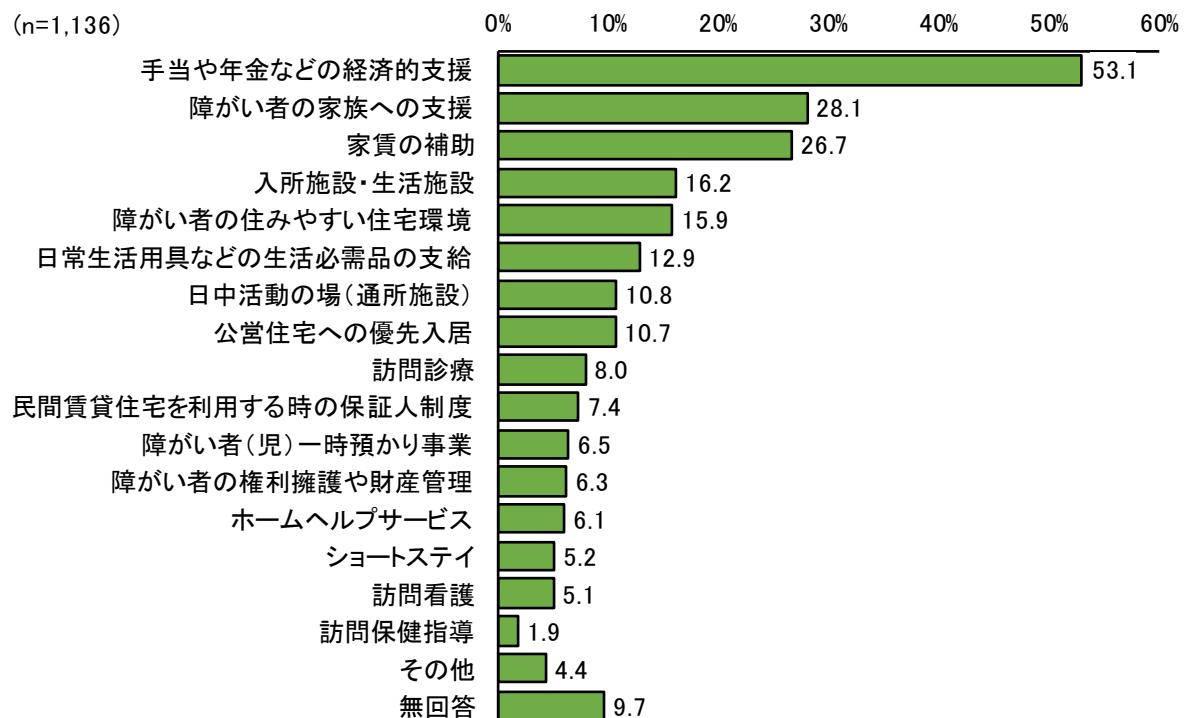
資料：八潮市福祉に関するアンケート調査（障がい者（児）調査）

②自立して暮らしていくために、力を入れてほしいこと（生活全般）

全体では、「手当や年金などの経済的支援」が53.1%で最も多く、以下「障がい者の家族への支援」が28.1%、「家賃の補助」が26.7%などとなっています。

手帳の種類別にみると、障がい児通所支援事業受給者では、「障がい者（児）一時預かり事業」が最も多く、40.0%となっています。

■自立して暮らしていくために、力を入れてほしいこと（生活全般）



【上位】	手当や年金などの経済的支援	障がい者の家族への支援	家賃の補助	入所施設・生活施設	障がい者の住みやすい住宅環境	日常生活用具などの生活必需品の支給	日中活動の場(通所施設)	公営住宅への優先入居	訪問診療
全体(n=1,136)	53.1	28.1	26.7	16.2	15.9	12.9	10.8	10.7	8.0
身体(n=383)	51.4	27.4	21.9	17.8	21.9	18.3	6.5	9.7	12.5
療育(n=269)	46.8	34.6	17.1	30.5	17.8	8.9	20.4	7.1	6.7
精神(n=464)	58.4	26.7	36.2	9.3	10.3	10.8	9.7	12.9	5.6
通所(n=30)	33.3	23.3	13.3	6.7	3.3	6.7	30.0	6.7	6.7
【下位】	民間賃貸住宅を利用する時の保証人制度	障がい者(児)一時預かり事業	障がい者の権利擁護や財産管理	ホームヘルプサービス	ショートステイ	訪問看護	訪問保健指導	その他	無回答
全体(n=1,136)	7.4	6.5	6.3	6.1	5.2	5.1	1.9	4.4	9.7
身体(n=383)	5.0	3.9	3.7	11.0	5.5	6.3	0.8	2.9	10.2
療育(n=269)	4.5	14.5	12.3	5.9	10.8	4.8	2.2	4.1	9.3
精神(n=464)	11.4	3.0	5.6	3.7	3.4	5.0	2.4	5.2	8.0
通所(n=30)	6.7	40.0	3.3	3.3	0.0	0.0	3.3	10.0	13.3

資料：八潮市福祉に関するアンケート調査（障がい者（児）調査）

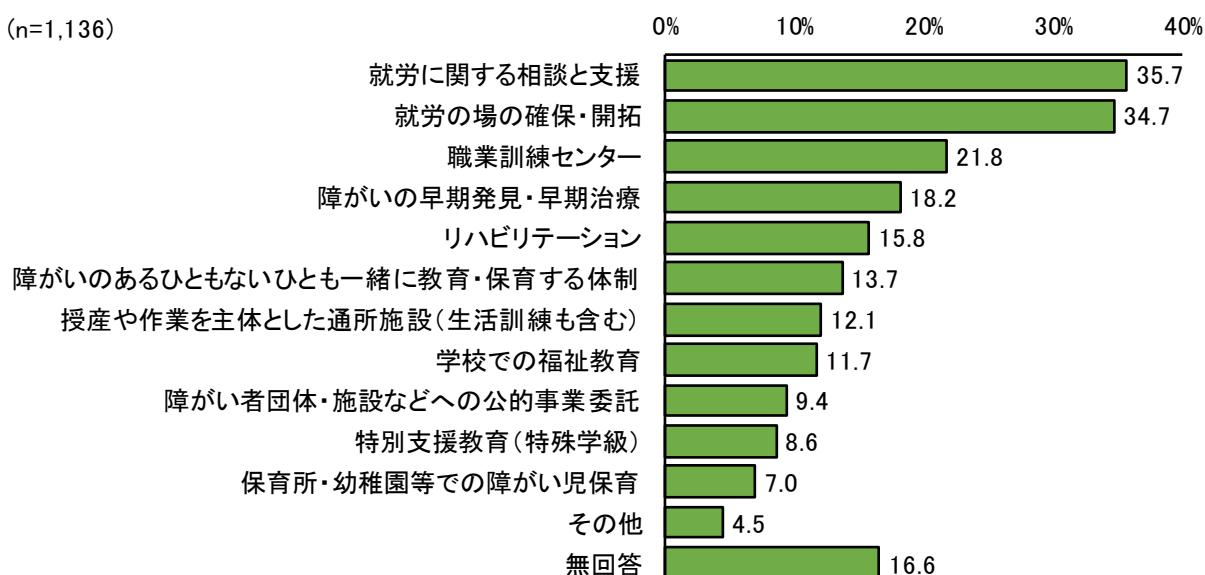
③自立して暮らしていくために、力を入れてほしいこと（就労・訓練・教育）

全体では、「就労に関する相談と支援」が35.7%で最も多く、以下「就労の場の確保・開拓」が34.7%、「職業訓練センター」が21.8%などとなっています。

手帳の種類別にみると、身体障害者手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療受給者証所持者では「就労に関する相談と支援」、療育手帳所持者では「就労の場の確保・開拓」、障がい児通所支援事業受給者では「学校での福祉教育」がそれぞれ最も多くなっています。

■自立して暮らしていくために、力を入れてほしいこと(就労・訓練・教育)

(n=1,136)



【上位】	就労に関する相談と支援	就労の場の確保・開拓	職業訓練センター	障がいの早期発見・早期治療	リハビリテーション	障がいのあるひともないひとと一緒に教育・保育する体制	授産や作業を主体とした通所施設(生活訓練も含む)
全体(n=1,136)	35.7	34.7	21.8	18.2	15.8	13.7	12.1
身体(n=383)	30.8	29.2	17.0	15.4	30.0	11.7	10.4
療育(n=269)	33.5	34.9	21.9	14.1	8.9	17.1	24.5
精神(n=464)	41.8	39.2	23.9	22.0	9.3	11.4	8.4
通所(n=30)	23.3	33.3	16.7	30.0	20.0	40.0	13.3
【下位】	学校での福祉教育	障がい者団体・施設などへの公的事業委託	特別支援教育(特殊学級)	保育所・幼稚園等での障がい児保育	その他	無回答	
全体(n=1,136)	11.7	9.4	8.6	7.0	4.5	16.6	
身体(n=383)	7.8	9.7	3.4	5.2	2.9	21.4	
療育(n=269)	17.1	14.9	23.4	11.2	3.7	12.6	
精神(n=464)	9.5	7.5	3.4	4.1	6.7	15.1	
通所(n=30)	43.3	0.0	30.0	36.7	6.7	3.3	

資料：八潮市福祉に関するアンケート調査(障がい者(児)調査)

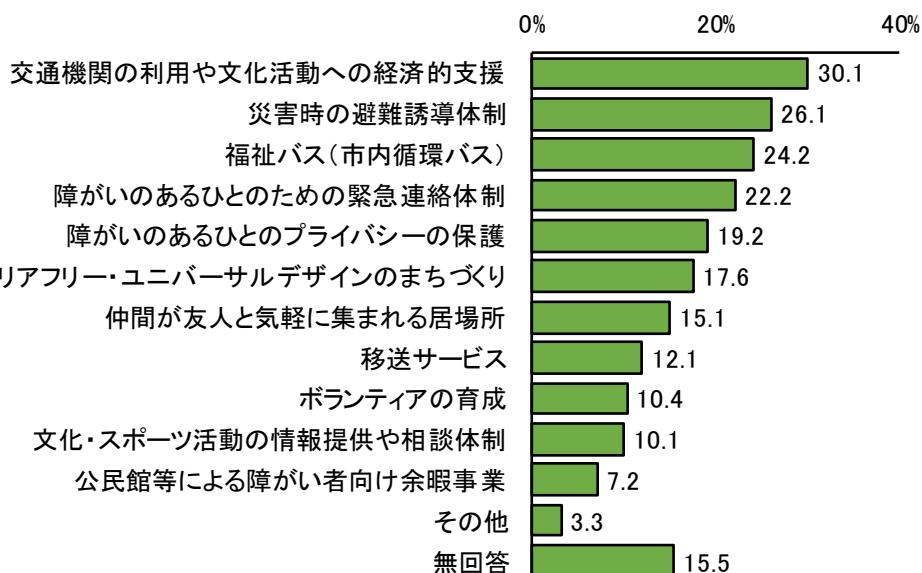
④自立して暮らしていくために、力を入れてほしいこと（社会的活動）

全体では、「交通機関の利用や文化活動への経済的支援」が30.1%で最も多く、以下「災害時の避難誘導体制」が26.1%、「福祉バス（市内循環バス）」が24.2%などとなっています。

手帳の種類別にみると、身体障害者手帳と精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療受給者証では「交通機関の利用や文化活動への経済的支援」、療育手帳と障がい児通所支援事業受給者では「災害時の避難誘導体制」がそれぞれ最も多くなっています。

■自立して暮らしていくために、力を入れてほしいこと（社会的活動）

(n=1,136)



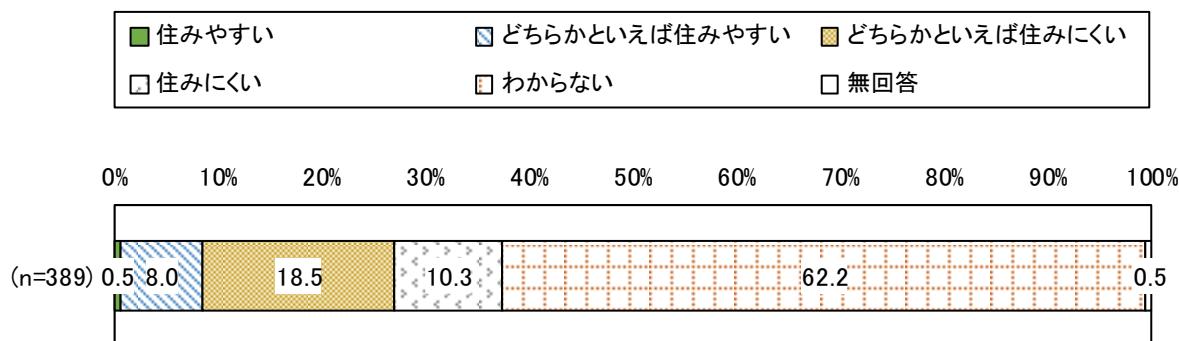
【上位】	交通機関の利用や文化活動への経済的支援	災害時の避難誘導体制	福祉バス(市内循環バス)	障がいのあるひとのための緊急連絡体制	障がいのあるひとのプライバシーの保護	誰もが利用しやすいバリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくり	仲間が友人と気軽に集まれる居場所
全体(n=1,136)	30.1	26.1	24.2	22.2	19.2	17.6	15.1
身体(n=383)	31.1	28.7	29.2	23.2	11.7	24.5	7.3
療育(n=269)	24.2	32.7	20.1	32.0	17.1	13.4	20.8
精神(n=464)	33.0	22.4	23.7	17.5	25.6	13.8	18.8
通所(n=30)	16.7	33.3	6.7	20.0	23.3	20.0	13.3
【下位】	移送サービス	ボランティアの育成	文化・スポーツ活動の情報提供や相談体制	公民館等による障がい者向け余暇事業	その他	無回答	
全体(n=1,136)	12.1	10.4	10.1	7.2	3.3	15.5	
身体(n=383)	17.5	10.7	9.4	5.7	2.1	16.2	
療育(n=269)	16.0	11.2	8.6	14.1	4.5	13.0	
精神(n=464)	8.2	10.6	11.9	5.6	3.4	14.2	
通所(n=30)	6.7	10.0	16.7	10.0	6.7	20.0	

資料：八潮市福祉に関するアンケート調査（障がい者（児）調査）

⑤八潮市の住みやすさ（障がいのある人にとって）

障がいのある人にとっての住みやすさは、「わからない」が 62.2%で最も多くなっています。「住みやすい」と「どちらかといえば住みやすい」を合わせると 8.5%、「住みにくい」と「どちらかといえば住みにくい」を合わせると 28.8%となっており、住みにくい感じる一般市民が多いことがうかがえます。

■八潮市の住みやすさ(障がいのある人にとって)

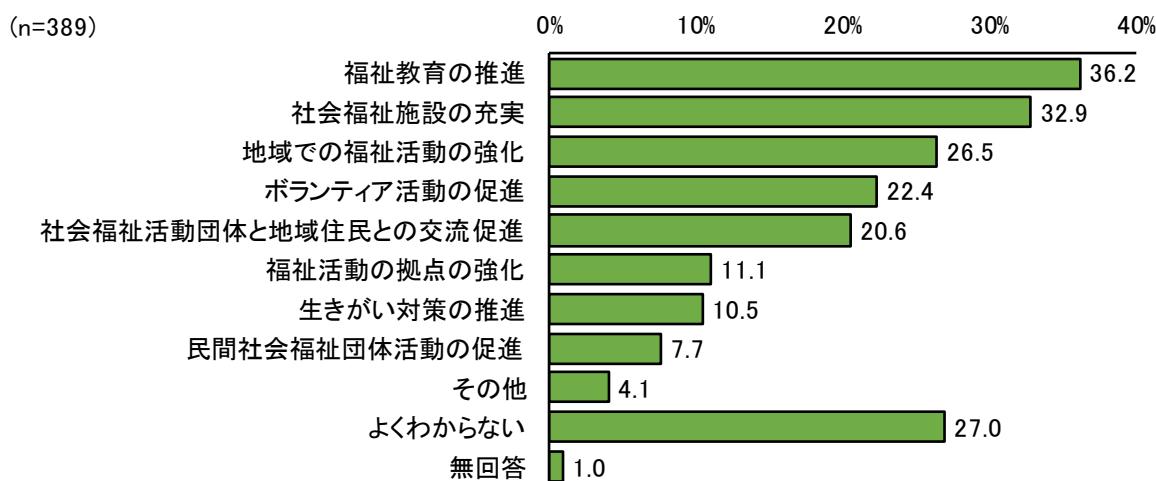


資料:八潮市福祉に関するアンケート調査(一般市民調査)

⑥地域の福祉を高めるための対応策

地域の福祉を高めるための対応策は、「福祉教育の推進」が 36.2%で最も多く、以下「社会福祉施設の充実」が 32.9%、「地域での福祉活動の強化」が 26.5%などとなっています。なお、「よくわからない」は 27.0%となっています。

■地域の福祉を高めるための対応策



資料:八潮市福祉に関するアンケート調査(一般市民調査)

(3)子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査

本調査は、子ども・子育て支援事業計画で確保を図るべき教育・保育・子育て支援の「これから必要な量」を算出し、子育て支援事業に関するサービスの利用状況や今後の利用希望などを把握するため、実施したものです。

■調査概要

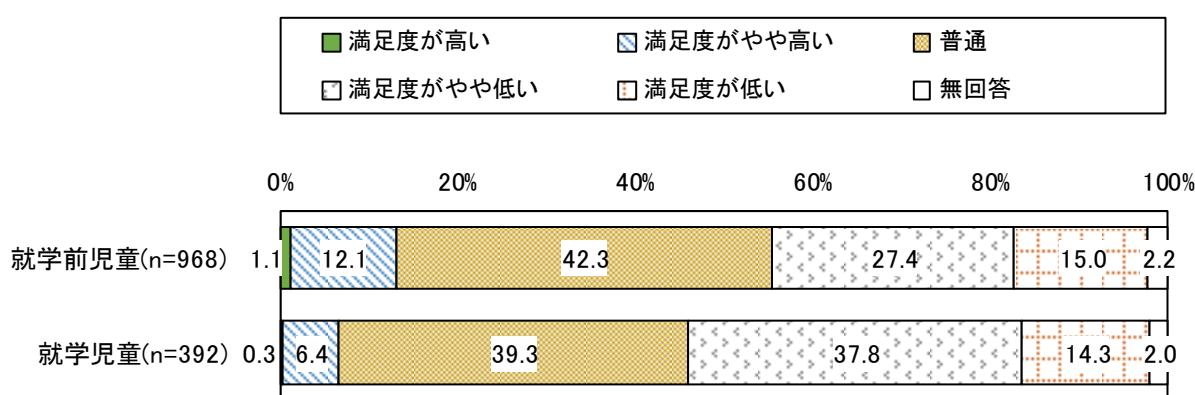
	就学前児童アンケート	就学児童アンケート
対象者	0歳から11歳の子ども3,000人（無作為に抽出）の保護者	
配布数	2,100票	900票
調査方法	郵送配布・回収	
調査期間	平成31年3月19日～平成31年4月16日	
回収結果	回収数：968票 回収率：46.1%	回収数：392票 回収率：43.6%

①子育ての環境や支援への満足度

子育ての環境や支援への満足度について、就学前児童では「満足度が高い」と「満足度がやや高い」を合わせると13.2%、「満足度が低い」と「満足度がやや低い」を合わせると42.4%となっており、満足度が低い割合が高くなっています。

就学児童では、より満足度が低い結果となっており、「満足度が高い」と「満足度がやや高い」を合わせると6.7%、「満足度が低い」と「満足度がやや低い」を合わせると52.1%となっています。

■子育ての環境や支援への満足度



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査（令和元年度）

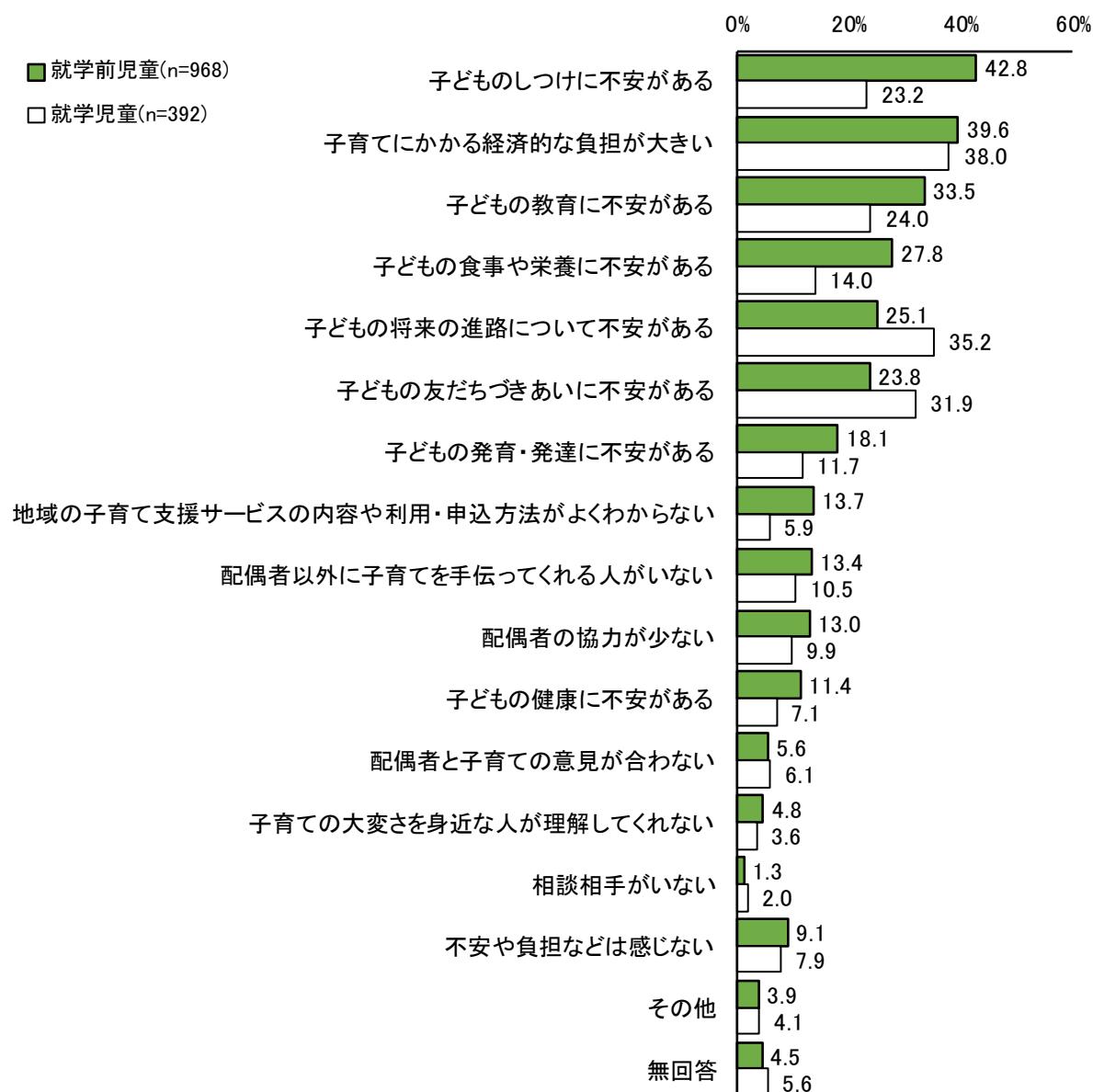
②子育てに関する不安や負担

子育てに関する不安や負担については、就学前児童では「子どものしつけに不安がある」が42.8%で最も多く、以下「子育てにかかる経済的な負担が大きい」が39.6%、「子どもの教育に不安がある」が33.5%などとなっています。

就学児童では「子育てにかかる経済的な負担が大きい」が38.0%で最も多く、以下「子どもの将来や進路について不安がある」が35.2%、「子どもの友達づきあいに不安がある」が31.9%などとなっています。

なお、「相談相手がない」との回答は、就学前児童では1.3%、就学児童では2.0%とごく少数となっています。

■子育てに関する不安や負担



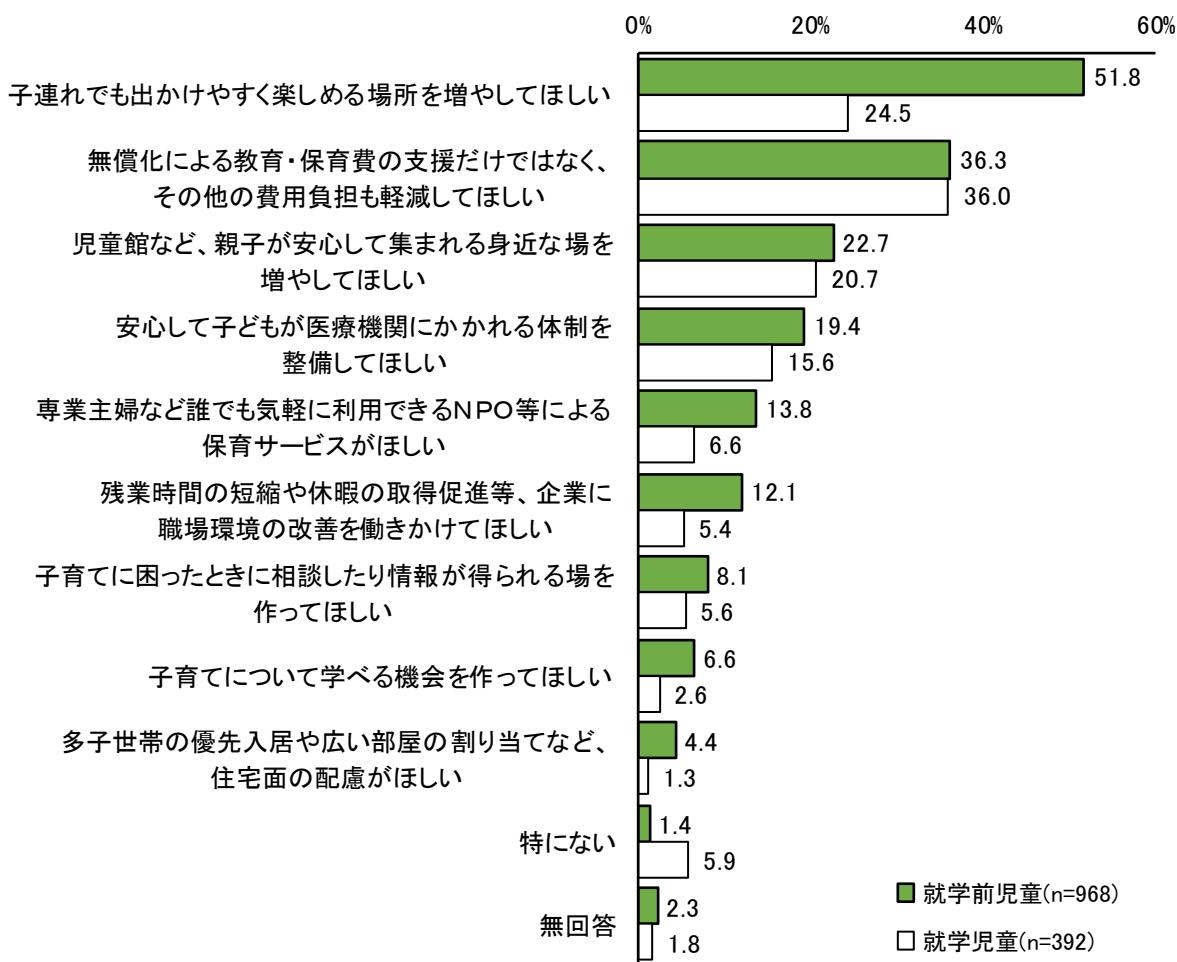
資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査（令和元年度）

③充実してほしい子育て支援

充実してほしい子育て支援について、就学前児童では「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が51.8%で最も多く、以下「無償化による教育・保育費の支援だけではなく、その他の費用負担も軽減してほしい」が36.3%、「児童館など、親子が安心して集まれる身近な場を増やしてほしい」が22.7%などとなっています。

就学児童では、「無償化による教育・保育費の支援だけではなく、その他の費用負担も軽減してほしい」が36.0%で最も多く、以下「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が24.5%、「児童館など、親子が安心して集まれる身近な場を増やしてほしい」が20.7%などとなっています。

■充実してほしい子育て支援



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査（令和元年度）

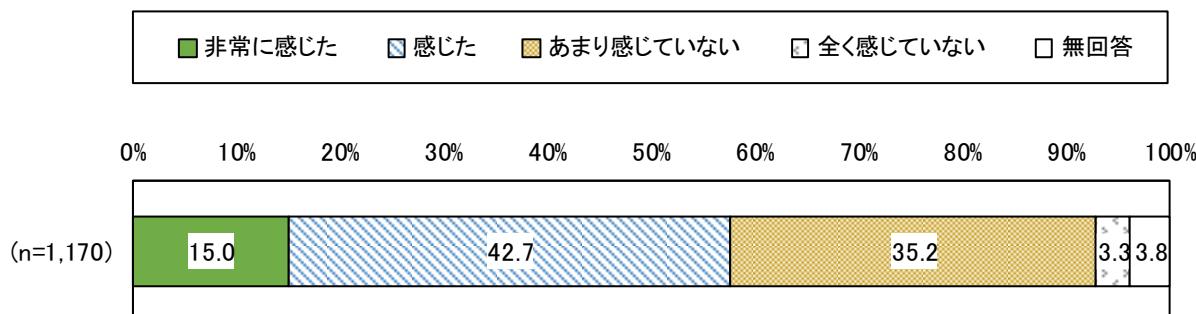
(4) その他の関連する調査結果

①直近1か月間の不満や悩み、ストレス

直近1か月間の不満や悩み、ストレスは、「非常に感じた」が15.0%、「感じた」が42.7%で、合わせると57.7%を占めています。

一方、「全く感じていない」が3.3%、「あまり感じていない」が35.2%で、合わせると38.5%となっています。

■直近1か月間の不満や悩み、ストレス

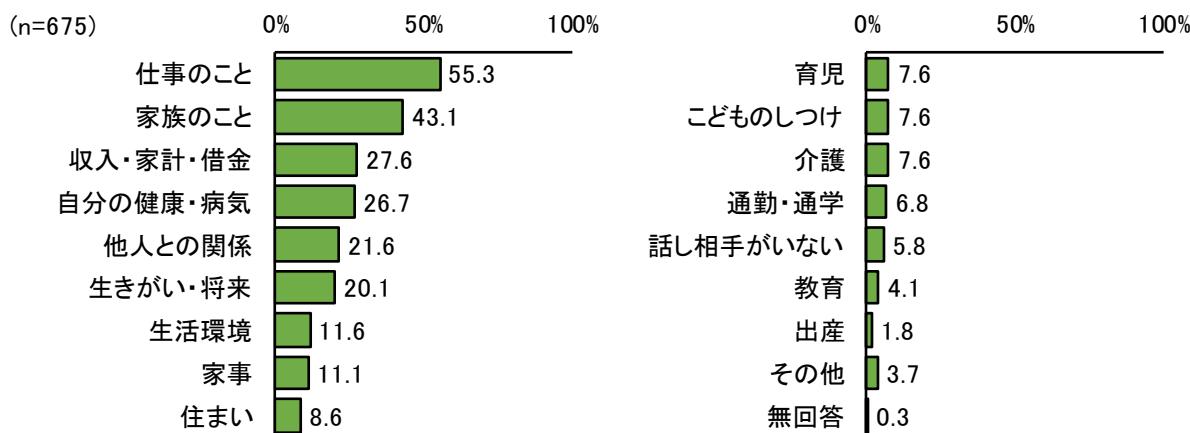


資料：健康に関するアンケート（平成30年度）

②不満や悩み、ストレスを感じたこと

不満や悩み、ストレスを感じたことは、「仕事のこと」が最も多く55.3%を占め、以下「家族のこと」が43.1%、「収入・家計・借金」が27.6%、「自分の健康・病気」が26.7%などとなっています。なお、「話し相手がない」は5.8%となっています。

■不満や悩み、ストレスを感じたこと



資料：健康に関するアンケート（平成30年度）

③市政の満足度と重要度

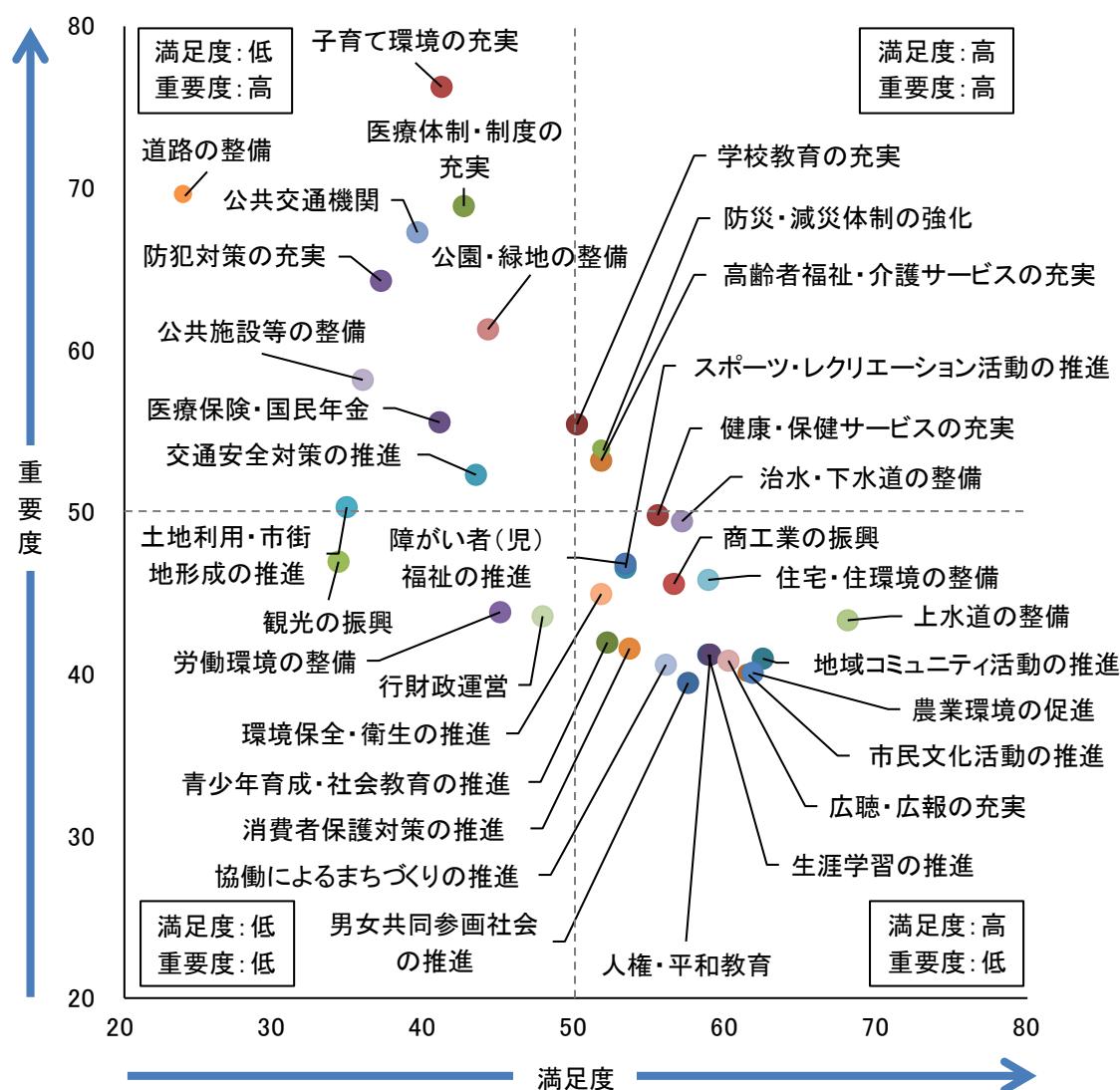
令和元年度に実施した「第17回八潮市市民意識調査」における、市政の満足度と重要度の関係を相対的に分析したものです。

満足度が特に高い項目は、「上水道の整備」、「地域コミュニティ活動の推進」、「農業環境の促進」などとなっています。

一方、満足度が特に低い項目は「道路の整備」、「観光の振興」、「土地利用・市街地形成の推進」などとなっています。そのうち、「道路の整備」は今後の重要度も高くなっています。

また、「子育て環境の充実」や「医療体制・制度の充実」、「公共交通機関」なども重要度が高くなっています。

■市政に対する満足度と重要度の関係



資料：第17回八潮市市民意識調査

4 困難事例把握調査等にみる八潮市の現状

(1) 調査概要

① 調査目的

【困難事例把握調査：専門機関】

専門機関において、様々な困難を複合的に抱え問題が深刻化している事例やそれらの問題に対する取組など、本市における地域福祉の課題をより深く把握するため、困難事例把握調査を実施しました。

【アンケート調査：民生委員・児童委員（主任児童委員を含む）、関係団体】

民生委員・児童委員（主任児童委員を含む）及び関係団体において、活動の現状や課題、課題解決に向けた取組などをより深く把握するため、アンケート調査を実施しました。

② 調査方法・調査期間

区分	内容
調査方法	郵送による配布・郵送による回収（記名式）
調査期間	令和3年6月14日（月）～令和3年7月2日（金）

③ 回答を得た専門機関や関係団体等

区分	依頼件数	回答件数	回答率
①専門機関	34 件	22 件	64.7%
②民生委員・児童委員（主任児童委員を含む）	31 件	21 件	67.7%
③関係団体	15 件	7 件	46.7%

④調査項目

区分	調査項目
①専門機関	<ol style="list-style-type: none"> 1. これまでに扱った困難事例 2. 困難事例に対する課題 3. 課題に対する対応 4. 対応にあたっての不都合等 5. 課題解決にあたり期待すること 6. 現在扱っている困難事例
②民生委員・児童委員 (主任児童委員を含む) ③関係団体	<ol style="list-style-type: none"> 1. 住民の困りごとや地域の問題など 2. 対応していること又は対応できること 3. 対応できないこと 4. 課題解決にあたり期待すること 5. 自由意見

(2)調査結果【①専門機関】

①困難事例

専門機関からは、精神障がいや知的障がいのある人を適切なサービスや支援につなぐことが必要であるという事例が最も多く挙げられています。

また、障がいのある子どもがいる母への支援が必要であるという事例や児童虐待の可能性がある家庭の事例、8050 問題に該当し虐待の恐れがある事例なども多く挙げられています。

高齢者については、認知症への対応が必要な事例多く、適切なサービス利用につなぐことが必要であるという事例やキーパーソンの不在により生活が安定しないといった事例が挙げられています。

第2期計画策定時の調査では報告がなかった新たな事例として、高齢者の一人暮らし世帯や外国籍の世帯等の生活保護や生活困窮に関する事例、再犯防止に向けた地域における更生保護に関する事例が挙げられています。

②困難事例に対する課題

困難事例に対する課題として、特定の分野に限らない横断的な課題が多く挙げられており、近年全国的な問題にもなっている親亡き後や看取り、外国籍市民への支援等が求められています。

子ども分野では、支援を拒否する事例や外国籍市民への支援に関する事例が複数報告されており、多様な家庭との関係構築が課題となっています。

高齢者分野では、独居高齢者や認知症高齢者に関する内容が多く、必要な支援に結び付けるための方法や理解促進等が課題となっています。

障がい者分野では、本人への支援だけではなく、家族等のケアラーへの支援、安全・安心につながる住まいの確保や専門機関との連携体制の構築等が課題となっています。

(3)調査結果【②民生委員・児童委員(主任児童委員を含む)】

①地域の困りごとや問題

民生委員・児童委員からは、一人暮らし世帯や高齢者の実態把握が困難であることや周囲に相談できず支援やサービスを受けることができない世帯があるという事例が多く挙げられています。

また、子どもの通学時の安全確保が必要であるという事例や町会への未加入世帯が多く実態把握が困難であるという事例が挙げられています。

②対応困難なこと

求められていることに対して、随時の対応や個人での対応が難しいといった内容が多く挙げられています。

(4)調査結果【③関係団体】

①地域の困りごとや問題

関係団体からは、高齢者について、一人暮らし高齢者への生活支援が必要であるという事例や新型コロナウィルス感染症のワクチン接種の円滑化に関する事例が挙げられています。

災害時に関する事例も多く、高齢者や障がい者への避難支援が必要であるという事例や避難方法や避難場所等の情報の周知が必要であるという事例が挙げられています。

また、担当の民生委員・児童委員を知らないことや身近な地域の担い手が不足している事例、子どもの遊び場が不足している問題、ごみやペットのマナーの問題など、地域生活における多様な事例が挙げられています。

②対応困難なこと

対応困難なこととしては、特に報告はありませんでした。

■ 身近な困難事例

(作成中)



5 第2期計画の評価

第2期計画の評価として、計画の中間年である令和2年度の八潮市地域福祉計画実施計画調書及び事業評価調書を踏まえ、各施策の目標及び課題や改善点について次のように整理します。

(1)ともに手を携え互いに支え合う地域づくりの推進

①施策の目標

- ・活動団体に活動発表及び交流の機会を提供し、団体間のネットワークの充実を図ります。
- ・様々な方が集い、交流や相談が行える居場所づくりを推進します。
- ・日常生活を支える支援サービス体制の構築について検討するとともに、地域における支援サービスを推進します。

②課題や改善点

- ・「オレンジカフェ」の実施にあたって、新型コロナウイルスの感染拡大の状況に配慮し、安全に開催できるよう、協議していく必要があります。
- ・「子育てひろば」の利用者の増加に伴い、相談内容も多様化しており、「子育てひろば」間の情報共有により、利用者対応を統一する必要があります。
- ・「障がい者スポーツ交流会わいわい」を円滑に実施するためには、ボランティアの活用や障がい者スポーツ指導員の育成など、運営スタッフを充実する必要があります。
- ・高齢者の増加に伴い「介護予防・日常生活支援総合事業」の需要が高まっているため、基準緩和型や短期集中型の対象者の把握とサービス提供者を確保する必要があります。
- ・地域支え合いの仕組みづくりとして、第2層協議体にモデル地区での取組について情報提供し、各地域でどのように活用できるか検討を行う必要があります。
- ・八潮市ファミリー・サポート・センターの利用者の増加により、提供会員の不足が懸念されており、提供会員を増員する必要があります。



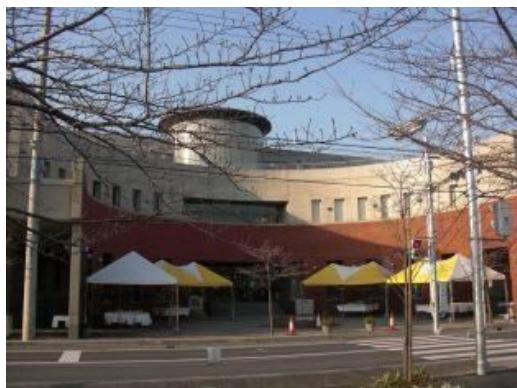
(2) 地域福祉意識の高揚と地域福祉を支える担い手づくりの推進

① 施策の目標

- ・福祉に関する講座や活動等を通じ、市民に対し地域福祉意識の啓発と高揚を図ります。
- ・地域福祉を担う人材を育成するため、各種研修会や講座を開催します。
- ・活動団体育成のため、説明会や補助金の交付等を実施します。
- ・ボランティアグループ連絡会等への支援を通じ、拠点やネットワークの整備を図ります。

② 課題や改善点

- ・「生涯学習まちづくり出前講座」や「やしお市民大学・大学院」において、地域福祉意識の効果的な普及啓発を図るため、講義内容を更新する必要があります。
- ・全小中学校における「ふるさと科」の福祉教育の実施にあたって、講師の招致が困難になることがあります。共有できるリストを作成する必要があります。
- ・「社会福祉協力校」及び「ボランティア推進校」がより効果的に活動できるよう、啓発や助言をする必要があります。
- ・認知症に関する正しい知識と理解を普及するため、認知症地域支援推進員が主体となって市民向けの「認知症サポーター養成講座」を実施する必要があります。
- ・手話奉仕員・要約筆記者の養成を促進するため、八潮市社会福祉協議会と連携する必要があります。
- ・介護支援ボランティアの活躍の場として新たに追加した「介護予防教室等の参加支援」について、活動してもらえるスムーズな方法を検討し、登録者及び活動者を増やしていく必要があります。
- ・より多くの方に「私と家族の安心ノート（エンディングノート）」を活用していただけるよう、ホームページや市内公共施設におけるポスターの掲示等により、周知啓発に努める必要があります。
- ・地域の諸課題を解決していくためにも、ネットワーク化を進め、ボランティアグループ連絡会に多くの団体が入会するようにしていく必要があります。



(3) 安全に安心して生きがいを持って住み続けられる地域づくりの推進

① 施策の目標

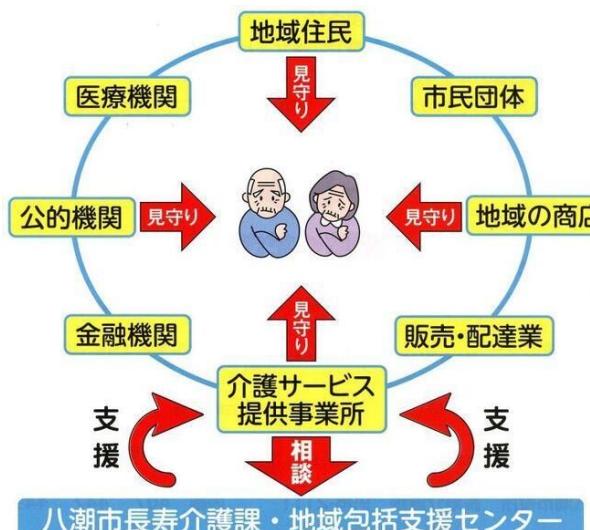
- ・法人後見業務を実施するとともに、その担い手となる市民後見人を養成します。
- ・日常生活上の相談や保健・福祉・介護のサービス等幅広い相談に応じる体制を推進します。
- ・関係諸機関と連携して対応できるよう、ネットワークの構築を図ります。
- ・保健・医療・福祉の分野が相互に連携しながら支援を行う、包括的支援体制の構築を目指します。
- ・高齢者や子ども、子育て家庭、障がい者等が安全・安心に暮らしていくよう、見守り活動を実施します。
- ・生きがいを求めて社会参加を希望する人たちが自主的かつ積極的に参加・参画することができるよう、市民に対し様々な活動の機会の提供を図ります。
- ・「家計改善支援事業」を実施するとともに、子どもの貧困対策について検討します。
- ・ハ潮市避難行動要支援者避難支援計画の推進を図ります。
- ・福祉避難所について、再度避難体制について調整を図ります。

② 課題や改善点

- ・成年後見センターの開設に向け、準備を進める必要があります。
- ・市民後見人のフォローアップ講座を開催していますが、モチベーションの低下や個々の状況によって今後の協力が難しい修了者もあり、新規参加者を増やす必要があります。
- ・成年後見制度の利用促進のため、地域包括支援センター等と連携し、市民向けの講演会を実施するなど、権利擁護事業の普及・啓発を行う必要があります。
- ・障害者差別解消法の制度について、理解を深めるために様々な機会を捉えて啓発する必要があります。
- ・医療と介護関係者の情報共有がまだ十分にできていないことや、在宅医療サポートセンターが相談窓口であることが十分に周知されていないため、リストの作成や普及啓発を行う必要があります。
- ・認知症の早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築するため、認知症地域支援推進員連絡会で、情報共有や支援対象となるケースの検討を行い、認知症初期集中支援チームを活用できるよう取り組む必要があります。
- ・妊娠期から乳幼児への切れ目のない支援の充実のため、産後ケア事業等の実施を検討していく必要があります。
- ・相談支援事業所やサービス提供事業所、関係機関と連携を図り、地域生活支援拠点等の整備に向けて取り組む必要があります。
- ・運営会で協議している地域課題の整理・検討について、「ハ潮市自立支援協議会」と連動させ、市の施策に反映していく必要があります。

- ・地域の見守り体制を充実させるために、地域包括支援センター等の関係機関と連携の上、高齢者支援ネットワークの協力機関の拡充を図るため、事業の普及啓発を図る必要があります。
- ・災害に備えるため、障がい者や障がい者の家族に対する声かけや見守り活動の支援について、主に要援護者リストなどを活用しており、民生委員・児童委員と連携する必要があります。
- ・介護支援ボランティア事業の活躍の場を、介護施設だけではなく、介護予防教室等にも広げることも検討するとともに、登録者を増やしていくことで高齢者の地域貢献、介護予防につなげていく必要があります。
- ・「八潮市生活支援センターあけぼの」では、活動内容の情報提供、周知方法について検討する必要があります。また、「身体障害者福祉センターやすらぎ」では、講座内容を見直し、更なる充実を図る必要があります。
- ・生活困窮者に対し、より効果的に支援をするため、他課及び他機関と連携する必要があります。
- ・生活困窮者の自立に向けて、支援が必要な世帯への呼びかけを家庭訪問等により行っているものの、参加率が伸び悩んでいるため呼びかけをさらに積極的に行っていく必要があります。
- ・子どもの貧困対策についての支援策を近隣市や先進自治体の取組状況を踏まえ検討していく必要があります。
- ・避難行動要支援者避難支援個別計画書兼登録申請書に変更が生じた際、把握が難しい状態になっており、一定の期間登録のある提出者に対し、勧奨通知を用いて問い合わせを行い、最新の要支援者情報を把握する必要があります。
- ・福祉避難所の開設訓練の実施が進んでいない状況であるため、県の研修会に参加し、他市町村の現状を踏まえながら、開設訓練の実施について検討する必要があります。

■高齢者支援ネットワークイメージ



6 八潮市の地域福祉を取り巻く課題

本市の地域福祉を取り巻く概況や各種調査結果、困難事例把握調査結果等を踏まえ、本市の課題を次のように整理します。

(1) 身近なつながりづくり

本市の人口及び世帯数は年々増加傾向で、特に20歳代、30歳代の転入超過が顕著に見られます。一方で、1世帯あたり人員や、町会・自治会への加入世帯は年々減少しており、困難事例把握調査では、町会・自治会に加入していない転入者や一人暮らし世帯等を把握することが困難であると報告されています。

加えて、新型コロナウイルス感染症の影響で、地域での行事や集まりができる状況が続いており、若年・子育て世帯や高齢者世帯が孤立し、その把握は容易ではないことが想定されます。

そのため、社会構造の変化やコロナ禍での暮らしの変化等を踏まえ、身近なつながりを再構築し、新たな日常の中でのコミュニティ活動を推進していくことが重要です。

(2) 地域を支える人材育成

地域福祉を推進するためには地域の担い手となる人材の確保・育成が欠かせません。本市にはおよそ200のボランティア活動団体・市民活動団体等があります。八潮市社会福祉協議会を中心に地域福祉を担う人材や活動団体の育成・支援を進めていますが、困難事例把握調査によると、担い手の高齢化や次代の担い手となる世代の参加が少ないなど、活動の担い手は不足しており、人材の確保・育成が課題となっています。

地域の福祉を高めるための対応策として福祉教育の推進が求められており、学校や身近な地域、職場等において、福祉に対する理解を深めるための学習機会を増やすなど、福祉意識の向上を図る必要があります。

さらに、人と人、人と団体等をつなぐネットワークを構築・強化するとともに、広く地域に展開していくことが重要です。

(3)安全・安心の確保

市民意識調査における市政に対する満足度と重要度の関係をみると、満足度が低く重要度が高い項目として、「子育て環境の充実」や「医療体制・制度の充実」、「道路の整備」、「公共交通機関」、「防犯対策の充実」などが挙げられており、暮らしの安全・安心につながる施策に関するニーズが高くなっています。

本市では、高齢化や核家族化が緩やかに進む中で、子育て世代や高齢者世帯等も年々増加しており、こうした生活ニーズを踏まえた地域づくりを推進することが重要です。

また、近年頻発する自然災害等の緊急時の支援体制を充実するとともに、新型コロナウイルス感染症等の感染症発生時の支援やサービス提供体制についても整備・周知する必要があります。

さらに、国及び県の考え方を踏まえて、生活困窮者の自立支援や自殺対策、再犯防止等、福祉の各分野に共通する取組についても本計画に位置付ける必要があります。生活困窮者への支援や更生保護の取組等については、困難事例把握調査においても今後の課題として報告されており、具体的な施策を検討していくことが求められます。

(4)包括的な支援体制の構築

現在、高齢者世帯や単身世帯の増加、社会的孤立などの影響により、市民の生活上の課題は、様々な分野の課題が絡み合って「複雑化」し、また、個人や世帯において複数の分野にまたがる課題を抱えるなど「複合化」しています。

また、困難事例把握調査によると、地域の中で孤立し、生活に困難を抱えながらも、誰にも相談しない又はできない、あるいは適切な支援やサービスに結びつかないことなどにより、問題が深刻化しているケースが増えています。

加えて、各種アンケート調査において、本人のみならず、身近な家族や介助者等への支援も重要であることがわかりました。

そのため、各分野が相互に連携しながら、地域住民の複雑化・複合化したニーズに対応する包括的な支援体制を構築し、制度の狭間を作らない地域づくりを推進することが求められます。

第3章 計画の基本方針

1 将来像

本市では、互いに支え合う地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の構築支援、また、SDGs の理念に基づく「誰一人取り残さない」地域の実現に向け、地域福祉を推進していきます。

本計画における地域福祉の将来像は、施策の一貫性と継続性の観点から、第2期計画を踏襲し、次のとおり定めます。

人と地域の絆を大切にし、

誰もが安心していきいきとした生活を送ることのできるまち

将来像は、本市の地域福祉の目指す姿として、「人と地域の絆」「安心」「いきいきとした生活」を掲げています。

「人と地域の絆」には、ふれあいや支え合いの結果生まれる人と人、人と地域の結びつきを表しています。

また、「安心」「いきいきとした生活」には、すべての住民が安心して暮らし、かつ、生きがいを持って暮らしていくことを表しています。



2 共通理念

本計画の基本理念を次のとおり定め、この基本理念を福祉3計画（「八潮市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「八潮市子ども・子育て支援事業計画」、「八潮市障がい者行動計画・八潮市障がい福祉計画」）の「共通理念」として位置付けることとします。

地域における多様な主体が それぞれの役割を担いながら協働し、 福祉の力を高める地域づくり

人と地域の絆は、地域社会を構成するあらゆる人たちがそれぞれの役割を担いながらともに手を取り合い、その多様な活動が結びついて初めて生まれるものであることから、互いの絆を深めていくために地域福祉の推進という共通の目的に向かい、力を合わせ協力していく協働の取組が必要となります。

地域社会を構成するあらゆる人たちが協働することで多様な課題を発見し、解決することができる福祉の力が高まるような地域づくりを進めます。

将来像の実現に向けては、地域社会を構成するあらゆる人たち（地域における多様な主体）がそれぞれの役割を担いながらともに手を取り合い、自分たちの持っている特性を生かし、かつ、それぞれの役割分担のもとで相互に補完し合いながら地域福祉の推進という共通の目的に向かって取り組みます。

また、こうした取組を「協働」として捉え、これらの取組の点と点が結びつき、つながり合うことで面的な広がりへと展開し、地域において互いに助け合い支え合う力を高め、地域全体に波及していくことを目指します。

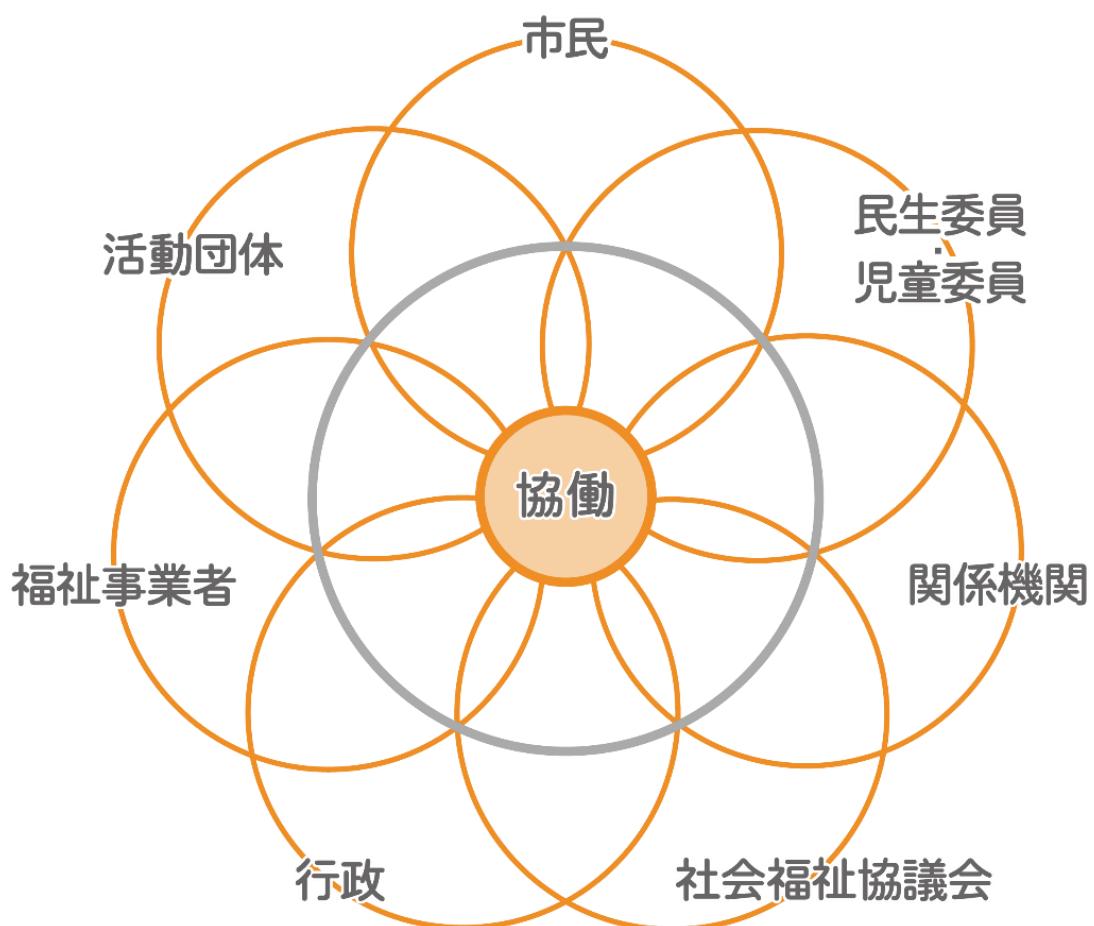
なお、共通理念は、地域福祉の将来像を実現させるための基本となる考え方とし、福祉3計画の基本理念については、各計画において個別に定めるものとします。

本市では、「まちづくりの主役は市民であり、その市民と行政が協働してまちづくりを推進する」という考え方に基づいてまちづくりを進めています。

本市のまちづくりを進めていくために必要な考え方や仕組みなどの基本的なルールを定めた「八潮市自治基本条例」においても協働の原則が定められており、そこでは、「市民、市議会及び行政がそれぞれの役割及び責務を自覚し、自主性を尊重しつつ、対等な立場で、相互に補完し、協力すること」と定められています。

地域福祉の推進にあたっては、こうした基本的な考え方を踏まえ、地域福祉を組織的に支えていく町会・自治会、ボランティア団体・NPO、企業・商工関係団体等の活動団体、福祉事業者、民生委員・児童委員、教育機関や医療機関等の関係機関、社会福祉協議会、行政など、地域福祉活動を担う各主体がそれぞれの役割を果たすとともに、相互に補完し合いながら「協働」を図ることで地域の課題をともに解決していくこととします。

■ 地域福祉を推進するための「協働」のイメージ



3 基本目標

共通理念である「地域における多様な主体がそれぞれの役割を担いながら協働し、福祉の力を高める地域づくり」を推進するため、本計画では、「絆づくり」、「人づくり」、「地域づくり」、「しくみづくり」を基本目標に据え、その達成に向けた取組を進めます。

基本目標1 ともに手を携え互いに支え合う絆づくり

私たちの身の回りには、様々な悩みや不安を抱え、何らかの支援を必要とする人々が暮らしています。その内容は住民一人ひとり異なり、当事者のライフスタイルも様々であることから、必要とする福祉ニーズも住民一人ひとり異なります。

そこで、地域の実情に即した住民自身による主体的な支え合いの活動や地域づくりへの参画により、様々な地域課題を、「自助・互助・共助・公助」のそれぞれの役割分担のもとで相互に補完し合いながら解決につなげていくことが必要となります。

本市では、社会構造の変化やコロナ禍での暮らしの変化等を踏まえ、新たな日常における身近な地域での近所付き合いや見守り、仲間と交流を深めるためのふれあいサロンや町会などへの住民参加を促進し、ともに手を携え互いに支え合う地域づくりを推進します。



基本目標2 地域福祉意識の高揚と地域福祉を支える人づくり

制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、一人ひとりが生きがいを感じられる社会をともに創っていくことを目指していく必要があります。



そのため、日頃から支え、支えられる「お互いさま」の関係づくりに向け、一人ひとりの支え合いの意識の向上を図ります。

地域福祉を担う人材や団体は、地域福祉を進める上で欠くことができません。多様化する地域課題の解決に向けて、柔軟かつ機動的な活動の実践者としての役割が期待されており、今後も次代の地域福祉を担う人材・団体を育成し、担い手の確保を図ります。

基本目標3 安全に安心して生きがいを持って住み続けられる地域づくり

住民にとって、安全・安心な暮らしは地域で暮らすにあたっての大前提となります。

一方、近年各地で発生している大規模な災害や新型コロナウイルス感染症の感染拡大、高齢者を狙った特殊詐欺やインターネットを利用した新たな形態の犯罪など、住民にとっての安心、安全に対する不安は増大しています。

また、本市では、防犯対策をはじめとする安全・安心に関する事項について、重要度が高いものの相対的に満足度が低いと市民が感じている調査結果が得られました。

そこで、本市では、**権利擁護や緊急時の支援など**、すべての人が安全に安心して暮らすことができるような地域づくりを推進します。



基本目標4 多様な福祉課題に対応できるしくみづくり

本市における支援困難事例は、8050問題やダブルケア、外国籍市民など、様々な分野にわたり複合化するとともに、本人だけの問題に留まらず家族や介護者も含めて対応する必要があるなど、問題がより複雑化しているという特徴がありました。また近年、ケアラー・ヤングケアラー等の問題も発生しており、支援が求められています。



そのため、高齢者や障がい者、子育て、**生活困窮**等の分野ごとの支援体制を充実するとともに、各分野が相互に連携しながら、地域住民の複雑化・複合化したニーズに対応する包括的な支援体制を構築するとともに、**社会的孤立を防ぎ**、制度の狭間を作らない地域づくりを推進します。

4 施策体系

基本目標1 ともに手を携え互いに支え合う絆づくり

施策の柱	施策の内容	掲載頁
(1) コミュニティ活動の促進	①コミュニティ活動への参加・参画の促進	
	②コミュニティ活動団体に対する支援の充実	
	③地域における居場所づくりの推進	
	④地域交流活動に対する支援の充実	
(2) 多様な主体による生活支援の充実	①生活支援体制の充実	
	②日常生活を支える取組の推進	

基本目標2 地域福祉意識の高揚と地域福祉を支える人づくり

施策の柱	施策の内容	掲載頁
(1) 地域福祉意識の高揚	①地域福祉教育の推進	
	②地域福祉意識の普及啓発	
(2) 地域福祉を担う人材及び団体の育成・支援	①地域福祉を担う人材の育成・支援	
	②地域福祉を担う活動団体の育成・支援	
	③地域福祉を担う活動団体間のネットワークの整備	

基本目標3 安全に安心して生きがいを持って住み続けられる地域づくり

施策の柱	施策の内容	掲載頁
(1) 安全・安心の確保	①権利擁護支援体制の充実	
	②生活安全対策の推進	
(2) 社会参加・参画の促進	①地域における生きがいづくり	
	②再犯防止対策の推進	
(3) 緊急時の支援対策の推進	①避難行動要支援者への支援対策の推進	
	②感染症対策の推進	

新しく設定した目標となります。

基本目標4 多様な福祉課題に対応できるしくみづくり

施策の柱	施策の内容	掲載頁
(1) 相談・支援体制の充実	①地域における相談支援の充実	
	②保健・医療・福祉の連携による支援の充実	
	③重層的支援体制の構築	
(2) 社会的孤立防止対策の推進	①地域における孤立防止対策の推進	
	②虐待・DV被害防止対策の充実	
	③生活困窮者（子どもの貧困を含む）支援対策の推進	
	④自殺対策の推進	

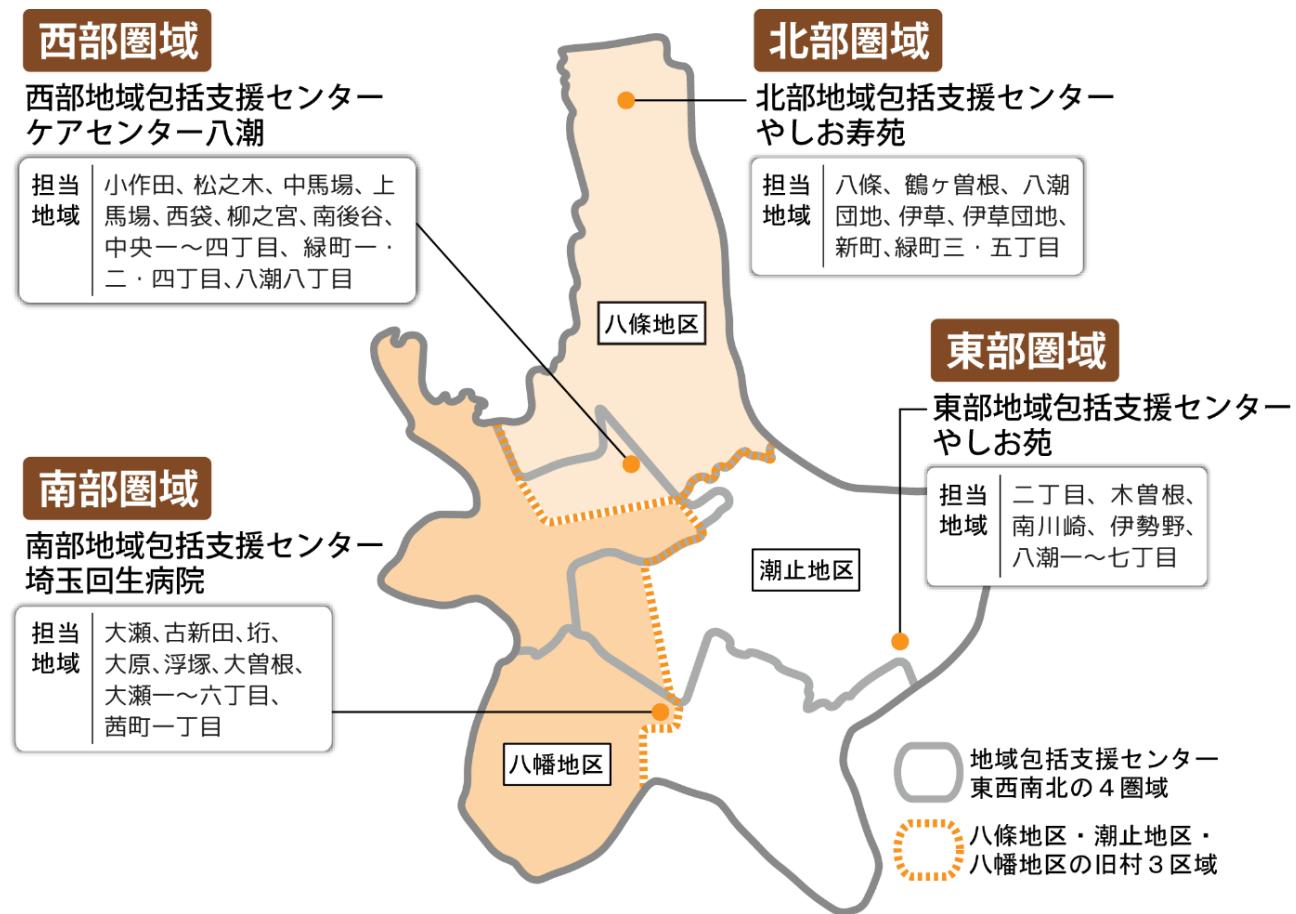
5 地域福祉圏域(圏域図については現在調整中)

地域社会を構成するあらゆる人たち（地域における多様な主体）がともに手を携え、地域にある様々な生活問題の解決を図っていくには、地域の実情に応じ、住民の生活実態に即した適切な地域の圏域設定を行う必要があります。

第2期計画では、より細かな地域特性に応じた支援体制を構築するために、「八潮市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」で定めている日常生活圏域を地域福祉圏域の基本とし、計画を推進してきました。

第3期計画においても、引き続き、4つの福祉圏域を設定し、より身近な地域で支えるための環境づくりを目指します。

■ 地域福祉圏域図（調整中）



第4章 施策の展開

基本目標1 ともに手を携え互いに支え合う絆づくり

(1) コミュニティ活動の促進

多くの住民の地域への参加・参画を促進するため、地域福祉の基盤となるコミュニティ活動を活性化し参加・参画の機会を確保するとともに、コミュニティ活動団体間のネットワークを充実します。

また、地域において、心のよりどころを持てる場として、子育て中の親や乳幼児、児童、生徒、障がい者、高齢者などが集える居場所を確保するなど、地域の絆づくりに大切な思いやりの心を醸成するための交流の場や機会の充実を図ります。

◆◆市の取組◆◆

① コミュニティ活動への参加・参画の促進

関連する取組	主な担当課等
ホームページの活用等を通じたボランティア活動に関する情報提供の推進【障】	障がい福祉課 市民協働推進課
ホームページ等による情報提供の充実【障】	障がい福祉課
町会・自治会活動や区域図の掲示（町会・自治会加入促進月間）【関】	
加入促進パンフレット等の配布【関】	市民協働推進課
3者協定締結による町会・自治会への加入促進【関】	
転入等の手続における町会・自治会への加入申込書の配布【関】	市民課 市民協働推進課

■参考資料【町会・自治会への加入促進パンフレット】



②コミュニティ活動団体に対する支援の充実

関連する取組	主な担当課等
民生委員・児童委員協議会に対する補助金の交付【関】	社会福祉課
各種団体への支援【介】	長寿介護課
市民活動団体の交流事業の実施【関】	市民協働推進課
町会・自治会への補助金の交付【関】	
八潮市町会自治会連合会への補助金の交付【関】	
八潮市コミュニティ協議会への補助金の交付【関】	
「市民活動・ボランティア活動 情報公開一覧」の作成【関】	市民協働推進課 社会福祉協議会
前年度会員会費実績額に応じて地域福祉推進費を支部（町会・自治会）に助成【関】	社会福祉協議会

■参考資料【市民活動・ボランティア活動 情報公開一覧】

《高齢者》						
No	活動分野	団体名又は活動名	活動形態	団体概要	活動内容	届
1	高齢者	傾聴 あじさい	ボランティア	傾聴活動	社の家やしおでの傾聴活動	社
2	高齢者	傾聴あやめの会	ボランティア	傾聴を通して地域福祉に貢献する	やしお苑での傾聴活動	社
3	高齢者	傾聴かたばみの会	ボランティア	傾聴を主体にした訪問ボランティア	①報告会と訪問先のシフト作成、 ②施設を訪問し傾聴と語りかけを行う	社
4	高齢者	傾聴 すずらん	ボランティア	傾聴活動	老人ホームでの傾聴活動	社
5	高齢者	傾聴ふじの会	ボランティア	傾聴活動	社の家やしおでの傾聴活動	社
6	高齢者	みみずく	ボランティア	傾聴ボランティア	社の家やしおでの月2回の傾聴活動	社
7	高齢者	介護者家族会ひかりネットワーク	当事者団体	介護者のネットワーク	介護者のつどい(交流)	社
8	高齢者	ボランティアグループ 黄いちご	ボランティア	やしお苑の花の植え替え、手入れ	季節ごとにやしお苑の庭の花を植え替えて花のある園にする。また、種から育てて植付けし、花を咲かせる。	社
9	高齢者	生け花ボランティア さくら会	ボランティア	生け花を通して心豊かな人になる事を目標とする	特別養護施設において入居者やデイサービスの方を対象に生け花を教える	社
10	高齢者他	愛唱会	ボランティア	カラオケ機器による歌で高齢者施設へ訪問活動	音響機器を持ち込み一人ずつ歌う。昭和歌謡を歌集から施設が選曲し、後半は出席者全員で合唱する。	社
11	高齢者他	昭和を唄うからたちの花	ボランティア	生演奏で昭和の曲を楽しむ	キー・ボード、ポーカルによる生演奏で昭和の曲を演奏する	社
12	高齢者他	ボコ・ア・ボコ	ボランティア	音楽活動(使う健康法のすすめ)	・高齢者施設、町会、自治会などにボランティアで出前コンサート・市民音楽祭、コラボフェスタ参加	社

《障がい者》						
No	活動分野	団体名又は活動名	活動形態	団体概要	活動内容	届
1	障がい者	八潮市手話サークルうさぎの会	ボランティア	手話を通して被管理者の方の交際、情報交換などを通じ、健聴者がいつの段階、何から、健聴の向に對応する	・手話学習(定例会) ・福祉活動、手話の周知活動	社
2	障がい者	点字点訳ひまわりの会	ボランティア	指導障がいへの点字点訳などの奉仕活動	・点字情報発行 ・点字の校正 ・点字の点訳 ・点字の普及	社
3	障がい者他	朗読ボランティアうしお文庫	ボランティア	朗読活動、福祉施設での朗読活動 広報やおね、朗読会などの普段活動	①複数障がい者の文化的、社会的福祉向上 ②地域の高齢者施設や公民館活動を訪問し、朗読、絵芝居、歌謡など幅広い活動 ③朗読会、歌謡会、音楽会などから朗読会の開催 ④年次記念行事として朗読会の開催	社
4	障がい者	やしお視覚障害者自主交流 Eye-ye会	ボランティア 当事者団体	視覚障がい者本人、家族、ボランティアによる団体活動や、視覚障害者の出張講演、研修会等の開催	①年～2回企画会(総会など)で連絡会を行 で年会おもかげりサロンの開催 ②年1～2回企画会(総会など)で連絡会を行 活動、イベントの設定や勉強会を行 ・年会おもかげりサロンの開催	社
5	障がい者	八潮市聴覚障害者協会	当事者団体	聴覚障がい者の手話 言葉法ヨーニケーション、福祉の向上	①複数障がい者の文化的、社会的福祉向上を図る。手話言語法のコミュニケーション ②手話は「こぼれ」である事を知り、手話講習会や福祉教育、啓発活動、親睦活動を行う	社
6	障がい者	やしお失語症友の会	ボランティア 当事者団体	失語症や構音障害がいる人のコミュニケーション	・季節の話題など、自由にスピーチを楽しむ ・聽覚体操、やしおにててコミュニケーション ・音楽や手足のストレッチを説明する ・会員月1回発行	社
7	障がい者	YSK(八潮市精神障がい者家族会)	当事者団体	八潮市内の精神障がい者家族会の交流、学習、啓発、支援、会員登録	①会員中心の定例会(毎月開催) ②電話での相談(常時受付) ③会員登録などして相談会(電話予約) ④新年会などリクリエーション	社
8	障がい者	八潮市身体障害者福祉会	当事者団体	会員登録の整理を図り、会員の連絡と各種の連絡を図り、会員登録の整理を図ることを目的とする	・やしおぎ園遊びゴト拾い活動 ・バスマハイキングなど	社
9	障がい者他	夢ハウス活動委員会	ボランティア その他	障がい者支援のための手作り品などの展示	夢ハウス開店時間内に商品販売活動	社
10	障がい者	ぼのぼの	ボランティア	東急セントーカリオのボランティアで構成されたボランティアアーチー	自分達の出来る事をグループで検討しながら、八潮市内で様々なボランティア活動に参加	社
11	障がい者他	子育て支援ぼっぽの会	ボランティア	障がいをもつて、それに関わる人を支援の立場からサポートする	・保育園巡回相談・障がい者交流会 ・発達障がいに関する講演会、研修会の開催	社
12	障がい者	八潮市手つなぐ親の会	当事者団体	心身障がい者、児、乳、出産の立場からサポートする	「子ども達のために親が今すべきこと、知つておるべきことを基本テーマに勉強会及び本人活動、市行事、育成会行事に参加	社

※資料：市民協働推進課（令和3年8月1日現在）

③地域における居場所づくりの推進

関連する取組	主な担当課等
老人福祉センター事業【介】	
高齢者の憩いの場づくり【介】	長寿介護課
地域子育て支援拠点事業【子】	
子どもの居場所づくりの支援【子】	子育て支援課
既存施設のバリアフリー化による地域交流活動の場の確保【障】	公園みどり課
子供週末活動推進事業「やしお子ども土曜広場」【子】	社会教育課
空き家を活用した子育て支援や高齢者、住民交流の場づくり等の検討【関】	関係各課

④地域交流活動に対する支援の充実

関連する取組	主な担当課等
地域交流の促進【介】	
ふれあい共食【介】	長寿介護課
地域活動支援センターの充実【障】	
ボランティア体験プログラムの充実【障】	
スポーツ行事への障がい者の参加促進【障】	
施設や障がい者団体による地域交流事業の促進【障】	障がい福祉課
障がい者スポーツ大会等広域的な行事や事業参加への支援【障】	
学習機会・活動の場の充実【障】	
八潮市協働のまちづくり推進事業助成金による助成【関】	市民協働推進課
八潮市民文化祭や各種文化・芸術行事の開催【障】	社会教育課
スポーツ・レクリエーション活動の充実【障】	
障がい者創作活動発表会等の開催【障】	関係各課
地域行事等への障がい者の参加促進【障】	
ふれあいサロンを実施する支部（町会・自治会）に助成【関】	
「ふれあいサロン交流会」を実施【関】	社会福祉協議会
高齢者と障がい者のスポーツの祭典【関】	

◆♦市民や地域に期待すること♦◆

《市民》

- 地域福祉への理解を深めましょう
- 隣近所へのあいさつや声かけをしましょう
- ごみ出しなどの簡単な手伝いをしましょう

《地域》

- 日頃から声かけや見守りの活動をしましょう
- 災害などの緊急時を意識した支援体制を構築しましょう
- 民生委員・児童委員と連携しましょう

(2)多様な主体による生活支援の充実

ひとり暮らし高齢者や夫婦2人暮らし高齢者、認知症の高齢者が増加する中、医療・介護のサービス提供だけではなく、民間企業、NPO法人、ボランティア等の生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、日常生活を支えていく生活支援サービスの体制整備を推進します。

また、生活上の福祉的課題や地域における様々な生活課題に対応するため、支援を必要とする人たちとその家族・その他関係諸機関などが相互に連携を図りながら、地域における取組を推進します。

◆◆市の取組◆◆

①生活支援体制の充実

関連する取組	主な担当課等
生活支援サービスの体制整備の推進【介】	長寿介護課
圏域ごとの支援内容の検討【介】	長寿介護課
担い手の育成や支え合いの仕組みづくり【介】	長寿介護課

■本市の生活支援体制

②日常生活を支える取組の推進

関連する取組	主な担当課等
認知症の早期発見・早期対応と介護者支援【介】	長寿介護課
救急医療情報キット配布事業【介】	
緊急時通報システム事業【介】	
紙おむつ給付事業【介】	
訪問理美容サービス事業【介】	
日常生活用具給付等事業【介】	
配食・安否確認サービス事業【介】	
徘徊高齢者の家族支援【介】	
ファミリー・サポート・センター事業【子】	子育て支援課
日常生活自立支援事業の推進【障】	障がい福祉課
福祉タクシー利用料金・自動車燃料費の助成【障】	
訪問入浴サービスの充実【障】	
配食サービスの充実【障】	
介護家族会等の支援【障】	
自動車運転免許取得費の助成【障】	
自動車改造費の助成【障】	
移動支援事業の充実【障】	
福祉車両の貸出しの推進【障】	
福祉有償運送の促進【障】	
日常生活用具の給付【障】	
車いす貸与事業の促進【障】	
ハ潮たすけあいサービス【関】	商工観光課
福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）【関】	社会福祉協議会
福祉車両の貸し出しの推進【関】	

◆◆市民や地域に期待すること◆◆

《市民》

《地域》

基本目標2 地域福祉意識の高揚と地域福祉を支える人づくり

(1) 地域福祉意識の高揚

制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて、また地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、一人ひとりが生きがいを感じられる社会をともに創っていくことを目指していく必要があります。日頃から支え、支えられる関係づくりに向け、一人ひとりの支え合いの意識の向上を図ります。

◆◆市の取組◆◆

① 地域福祉教育の推進

関連する取組	主な担当課等
認知症等に関する啓発【介】	長寿介護課
人権教育の推進【障】	社会教育課 指導課
交流教育の推進【障】	
社会福祉協力校、ボランティア推進校の指定等を通じた福祉教育の推進【障】	
教職員研修の推進【障】	指導課
教育内容・方法の充実【障】	
市民まつりにおける福祉パネルの作成及び展示【関】	
市内の小学校を社会福祉協力校、中学校をボランティア推進校として指定し、社会福祉活動費を助成【関】	
ボランティア啓発物品を作成、市内小・中学校に配布【関】	社会福祉協議会

② 地域福祉意識の普及啓発

関連する取組	主な担当課等
ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発【子】	人権・男女共同参画課
啓発事業の推進【障】	人権・男女共同参画課 障がい福祉課

関連する取組	主な担当課等
意識改革及び企業等への啓発【子】	人権・男女共同 参画課 商工観光課
市役所庁舎ロビーにおいて地域福祉の普及・啓発事業の実施【関】	社会福祉課
日本赤十字社への活動協力【関】	
健康づくりに関する知識の普及啓発や情報発信【介】	健康増進課
「こころの健康講座」の開催【介】	
児童虐待防止のための広報・啓発【子】	
里親制度の周知【子】	子育て支援課
人権教育の推進【子】	
手話を言語とする環境の整備【障】	障がい福祉課
障がいについての情報提供・情報共有の充実【障】	障がい福祉課
生涯学習まちづくり出前講座【関】	市民協働推進課
子育てしやすい就業環境づくりの促進【子】	
子育てしやすい就業環境づくりの促進妊娠中の女性労働者等への支援【子】	商工観光課
やしお市民大学・大学院【関】	社会教育課
人権教育の推進【障】	社会教育課 指導課
ボランティア情報紙・ボランティア活動情報公開冊子の発行【関】	
「やしお社協インフォメーション」の発行【関】	社会福祉協議会
市役所庁舎ロビーにおいて社会福祉協議会の事業内容の紹介【関】	

◆◆市民や地域に期待すること◆◆

《市民》	
《地域》	

(2)地域福祉を担う人材及び団体の育成・支援

ボランティアをはじめとする地域福祉の各分野に携わる様々な職種の人材は地域福祉を支える重要な担い手であり、多様化する地域課題の解決のため、柔軟かつ機動的な活動の実践者としての役割が期待されています。

そのため、さらなる活動の充実や人材の育成・支援が求められていることから、今後も地域福祉を担う人材を育成するために多様な学びの機会を充実します。

また、住民が地域において幅広く活発に活動することができるよう、地域福祉を担う活動団体を育成するとともに、活動団体同士が相互に情報を共有し、活動を展開することができるよう、拠点やネットワークを整備します。

◆◆市の取組◆◆

①地域福祉を担う人材の育成・支援

関連する取組	主な担当課等
ボランティアセンターと市民活動支援コーナーの充実【障】	社会福祉課 障がい福祉課 市民協働推進課
認知症ケア相談室【介】	長寿介護課
認知症バリアフリーの推進【介】	
相談員活動の充実【障】	
手話奉仕員・要約筆記者の養成【障】	障がい福祉課
福祉講座等の開催【障】	
福祉活動に参加できる人材の確保【障】	
ボランティアの確保【障】	
生涯学習まちづくり出前講座【閑】	市民協働推進課
地域リーダー養成講座【閑】	
日本語ボランティア養成講座【閑】	
やしお市民大学・大学院【閑】	社会教育課
ボランティア体験プログラム【閑】	
傾聴講座（入門編、ステップアップ編）【閑】	社会福祉協議会
セカンドライフ講座【閑】	

関連する取組	主な担当課等
地域福祉センター養成講座【関】	社会福祉協議会
専門職（地域福祉コーディネーター等）の配置を検討【関】	
ボランティア支援員の配置【関】	

②地域福祉を担う活動団体の育成・支援

関連する取組	主な担当課等
民生委員・児童委員協議会に対する研修会等の実施【関】	社会福祉課
草加（八潮）地区保護司会に対する補助金の交付【関】	
八潮市社会福祉協議会に対する補助金の交付【関】	
介護家族会等の支援【障】	障がい福祉課
生涯学習まちづくり出前講座【関】	
ボランティア団体等が行う日本語教室などの設立や運営等の支援【関】	
活動団体向け講習会ボランティア活動団体応援講座の実施【関】	市民協働推進課
ボランティアセンターを運営し、ニーズの把握、活動の相談・調整・援助・紹介やボランティア活動推進のための情報の収集・提供・啓発の実施【関】	
ボランティア団体への活動費の補助【関】	
ボランティアグループ連絡会への助成【関】	社会福祉協議会
ボランティア養成講座の開催と内容の充実【関】	
福祉推進団体、福祉団体等に対し、育成費を補助【関】	

③地域福祉を担う活動団体間のネットワークの整備

関連する取組	主な担当課等
ボランティアセンターと市民活動支援コーナーの充実【障】	社会福祉課 障がい福祉課 市民協働推進課
地域ケア会議【介】	長寿介護課
多文化共生に関わるボランティアや団体等の連携・ネットワーク化の推進【関】	市民協働推進課
活動団体間の横のつながりを目的にボランティアグループ連絡会と共にボランティア団体交流会を実施【関】	社会福祉協議会

◆◆市民や地域に期待すること◆◆

《市民》



《地域》



基本目標3 安全に安心して生きがいを持って住み続けられる地域づくり

(1)安全・安心の確保

判断能力が十分でない人たちの権利を擁護し、地域で安心して生活ができるよう、関係諸機関と相互に連携しながら、成年後見制度や日常生活自立支援事業等の周知・活用を推進するとともに、市民後見人の育成を図ります。

また、権利擁護に関する相談事業、成年後見等に応える体制を充実するため、関係機関と協議し、成年後見センターについて検討します。

◆◆市の取組◆◆

①権利擁護支援体制の充実

関連する取組	主な担当課等
成年後見制度利用支援【関】	社会福祉課
成年後見センターについて検討【関】	社会福祉課 長寿介護課 障がい福祉課
高齢者の権利擁護支援【介】	長寿介護課
障がい者の成年後見制度の周知・支援【障】	障がい福祉課
障がい者差別解消の推進【障】	
基幹相談支援センターの充実【障】	
成年後見制度について社会福祉協議会広報紙等への掲載やパンフレットの配布【関】	社会福祉協議会
権利擁護事業として、成年後見制度及び市民後見人の普及・啓発を図るための講演会の実施【関】	
市民後見人の養成講座を段階別に実施【関】	
福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）【関】	

②地域における生活安全対策の推進

関連する取組	主な担当課等
民生委員・児童委員に対しての研修及び意識啓発【関】	社会福祉課
高齢者の見守り体制の充実【介】	長寿介護課

第4章 施策の展開

関連する取組	主な担当課等
防犯教室等の開催【障】	交通防犯課
犯罪発生状況等の情報提供の充実【障】	
自立した消費者の育成【関】	商工観光課
消費者団体の育成・協働【関】	

◆◆市民や地域に期待すること◆◆

《市民》	
《地域》	

(2)社会参加・参画の促進

全ての地域住民が地域、暮らし、生きがいをともに創り、高めあうことができる地域共生社会を実現するために、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、住民同士で支え合いができる地域を目指して行くことが重要です。

ボランティアやコミュニティ活動など、生きがいを求めて社会参加を希望する人たちが自主的かつ積極的に参加・参画することができるよう、関係諸機関と連携し体制を推進します。

◆◆市の取組◆◆

①地域における生きがいづくり

関連する取組	主な担当課等
ふれあい共食【介】	長寿介護課
団体活動への支援【障】	
手話通訳の配置等障がい者の参加しやすい環境づくりの推進【障】	
障がい者に対する文化・芸術活動等の指導者の養成・確保【障】	障がい福祉課
障がい者に対するスポーツ指導者の養成・確保【障】	
市民活動支援コーナーの充実	
市民活動コーディネーターの育成	市民協働推進課
市民活動団体の交流事業の実施	
セカンドライフ講座などの各種講座の開催	社会福祉協議会

②再犯防止対策の推進

関連する取組	主な担当課等
就労・住居の確保のための取組	社会福祉課 商工観光課
保健・医療・福祉サービスの利用の促進	社会福祉課 健康増進課
学校等と連携した修学支援の実施	指導課
罪を犯した人の特性に応じた効果的な指導の実施	関係各課
更生保護団体等の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等	社会福祉課

第4章 施策の展開

関連する取組	主な担当課等
更生保護団体等との連携強化	社会福祉課

◆◆市民や地域に期待すること◆◆

《市民》

《地域》

(3)緊急時の支援対策の推進

災害発生時に自分の身を守ることが困難な避難行動要支援者に対し、個々の状況に応じたきめ細かな支援を行うとともに、個人情報の保護に配慮しつつ、要援護者の状況把握を行い、避難情報や安否情報確認の伝達など、避難支援全般にかかる協力体制の整備を推進します。

感染予防を徹底すればするほど、見守り・居場所づくり・つながりづくりが進まないという側面があることも否めません。外出自粛によって閉じこもりがちな高齢者等の課題を把握するとともに、接触しなくともできる支援の模索等、新しい支援のあり方を検討します。

◆◆市の取組◆◆

①避難行動要支援者への支援対策の推進

関連する取組	主な担当課等
関係機関等との避難行動要支援者リスト及び避難行動要支援者避難支援個別計画書兼登録申請書の共有【関】	社会福祉課
避難行動要支援者避難支援個別計画書兼登録申請書の提出促進【関】	社会福祉課
避難行動要支援者リストの整備【関】	社会福祉課
福祉避難所の運営体制の整備【関】	社会福祉課
避難行動要支援者リストの活用と情報提供システムの整備【障】	社会福祉課 障がい福祉課 危機管理防災課
避難誘導体制の整備【障】	社会福祉課 障がい福祉課 危機管理防災課
災害時情報提供活動（ひとり暮らし高齢者の見守り活動）【介】	社会福祉課 社会福祉協議会
ヘルプカード普及の推進【障】	障がい福祉課
障がい者災害時支援バンダナの配布【障】	障がい福祉課
障がい者防災・支援ガイドブックの配布【障】	障がい福祉課
災害情報提供事業の実施【障】	障がい福祉課 危機管理防災課
福祉避難所の充実【障】	危機管理防災課
防災訓練への障がい者の参加促進【障】	障がい福祉課
地域住民との緊急連絡体制の確立（自主防災組織を育成し、地域住民を中心とした支援体制の整備を促進）【障】	危機管理防災課
災害時情報提供活動【関】	社会福祉協議会

第4章 施策の展開

関連する取組	主な担当課等
災害ボランティアセンター事業【関】	社会福祉協議会

②感染症対策の推進

関連する取組	主な担当課等
避難誘導体制の整備（感染症対策）【障】	社会福祉課 障がい福祉課 危機管理防災課
介護サービス事業者等への情報提供【介】	
要介護認定の申請手続きの支援【介】	
介護サービス事業者等への指導【介】	長寿介護課
介護サービス事業者等への感染症対策の支援【介】	

◆◆市民や地域に期待すること◆◆

《市民》
○
○
○
《地域》
○
○
○

基本目標4 多様な福祉課題に対応できるしくみづくり

(1)相談・支援体制の充実

介護に関する問題、子どもに関する問題、子育てに関する悩み、障がい者に関する就労や日常生活を営むまでの問題、経済的な問題など、様々な生活問題を抱えた市民がいます。身近な地域における生活上のあらゆる相談に対応するとともに、支援が必要な場合には途切れることなく迅速に関係する機関につないでいく支援体制を推進します。

また、支援を必要とするすべての人が地域で安心して暮らすことができるよう、保健・医療・福祉の分野が相互に連携しながら支援を行うための体制づくりを推進します。

さらに、複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築を推進するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援の3つの支援を一体的に行うことができるよう体制の整備に努めます。

◆◆市の取組◆◆

①地域における相談支援の充実

関連する取組	主な担当課等
専門職による健康相談の実施（健康づくりと介護予防の総合的・一体的な提供）【介】	健康増進課
専門職による「こころの健康相談」および個別相談の実施（こころの健康づくりに向けた事業）【介】	
専門機関や関係機関との連携（こころの健康づくりに向けた事業）【介】	
妊娠期から乳幼児期の相談等の充実（利用者支援事業（母子保健型）の充実等）【子】	
乳幼児のすこやかな成長を促す支援（各種乳幼児健康診査の実施等）【子】	
子育て中の母親へ寄り添う支援（子育てメンタルサロンの充実等）【子】	
養育支援訪問事業【子】	子育て支援課
利用者支援事業【子】	
ホームスタートの実施【子】	
児童相談業務体制の充実【子】	
家庭児童相談等の充実【子】	

第4章 施策の展開

関連する取組	主な担当課等
障がい児保育事業【子】	保育課
障がい者就労支援センターの充実【障】	
関係機関との連携の充実【障】	
相談体制の整備【障】	障がい福祉課
基幹相談支援センターの充実【障】(再掲)	
障がい者(児)に関する総合相談窓口の整備【障】	
外国籍市民への情報提供【関】	市民協働推進課
消費者保護対策の推進【関】	商工観光課
心配ごと相談事業として、市民の日常生活の悩みごと等の相談【関】	
心配ごと相談員研究会(事業推進のための研修・会議)の開催【関】	社会福祉協議会

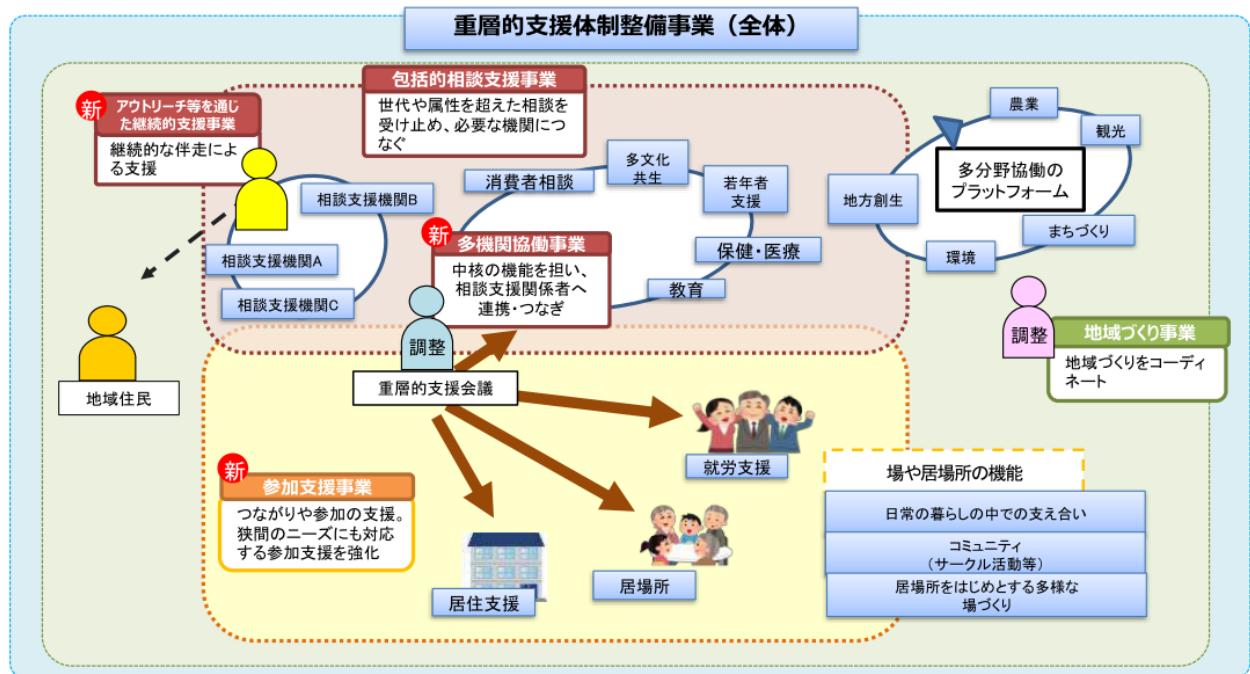
②保健・医療・福祉の連携による支援の充実

関連する取組	主な担当課等
地域包括支援センター事業【介】	
在宅医療・介護連携事業【介】	長寿介護課
保健・医療・福祉分野の連携によるすこやか相談の実施【関】	健康増進課
子ども家庭総合支援拠点の整備【子】	子育て支援課
障がい児発達支援巡回事業の実施【障】	
保育所・心身障がい児訓練施設・学校等療育関係機関の連携強化【障】	障がい福祉課

③重層的支援体制の構築

関連する取組	主な担当課等
相談支援	社会福祉課
参加支援	社会福祉課
地域づくりに向けた支援	社会福祉課

■重層的支援体制整備事業のイメージ



◇◆市民や地域に期待すること◆◇

◇◆市民◆◇	
◇◆地域◆◇	

(2)社会的孤立防止対策の推進

新型コロナウイルス感染症の影響により地域で孤立している人が見えにくくなっていることから、社会的孤立の状態にある人の把握は一層、困難になっています。

全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うソーシャルインクルージョンの理念のもと、住民が社会から孤立したり、自殺や犯罪等の危険に巻き込まれたりすることのないよう、地域における見守り活動を促進するとともに、関係諸機関と連携し、未然に防止する体制を推進します。

また、生活困窮者が地域で安心して暮らすことができるよう、課題がより深刻化・複雑化する前に迅速な把握を図り、適切な対応につなげていきます。

◆◆市の取組◆◆

①地域における孤立防止対策の推進

関連する取組	主な担当課等
民生委員・児童委員活動の充実【障】	社会福祉課
民生委員カレンダー配付活動（ひとり暮らし高齢者の見守り活動）【介】	社会福祉課 社会福祉協議会
近隣たすけあい見守り活動（ひとり暮らし高齢者の見守り活動）【介】	社会福祉課 社会福祉協議会
乳製品配達サービス（ひとり暮らし高齢者の見守り活動）【介】	社会福祉課 社会福祉協議会
友愛電話活動（ひとり暮らし高齢者の見守り活動）【介】	社会福祉課 社会福祉協議会
乳児家庭全戸訪問事業【子】	健康増進課
地域住民による声かけ・見守り運動の推進【障】	市民協働推進課
民生委員・児童委員協議会との共催によるひとり暮らし高齢者の見守り活動【閑】	社会福祉協議会
歳末慰問品贈呈事業【閑】	

②虐待・DV被害防止対策の充実

関連する取組	主な担当課等
「八潮市配偶者暴力相談支援センター（DV相談支援室）」の実施	人権・男女共同参画課
配偶者暴力相談支援センターとの連携・強化【子】	人権・男女共同参画課 子育て支援課

関連する取組	主な担当課等
高齢者の権利擁護支援【介】(再掲)	長寿介護課
母子保健訪問指導の実施	健康増進課
要保護児童対策地域協議会の充実【子】	子育て支援課
障がい者の虐待防止【障】	障がい福祉課

③生活困窮者（子どもの貧困を含む）支援対策の推進

関連する取組	主な担当課等
学習の支援【子】	社会福祉課
生活困窮者への自立相談支援（家計改善支援を含む）窓口の推進【関】	社会福祉課 子育て支援課
住居確保給付金の給付【関】	
生活困窮者の子どもに対する学習支援等の実施【関】	
生活困窮者就労準備支援の実施【関】	
子どもの貧困対策について検討【関】	
就学援助の実施【子】	教育総務課
子どもの貧困の実態調査の実施【子】	子育て支援課
就学援助事業の実施【関】	教育総務課
入学準備金貸付事業の実施【関】	
教育資金貸付事業の実施【関】	

④自殺対策の推進

関連する取組	主な担当課等
生きることの促進要因への支援【自】	健康増進課
市民への啓発と周知【自】	人権・男女共同 参画課 健康増進課 障がい福祉課 社会教育課 関係各課
勤務・経営への対策【自】	人権・男女共同 参画課 健康増進課 国保年金課 商工観光課

第4章 施策の展開

関連する取組	主な担当課等
自殺対策を支える人材の育成【自】	総務人事課 社会福祉課 健康増進課 学務課 関係各課
生活困窮者等への対策【自】	社会福祉課 商工観光課 教育総務課
高齢者への対策【自】	長寿介護課 健康増進課 環境リサイクル課
地域におけるネットワークの強化【自】	健康増進課 子育て支援課 指導課 小中一貫教育推進室 関係各課
いのちの大切さを伝える教育【自】	社会教育課 指導課

◆◆市民や地域に期待すること◆◆

《市民》	
《地域》	

第5章 計画の推進

1 計画を推進するための各主体の役割

本市の協働の在り方を踏まえ、計画を推進していく上での各主体の役割を次のとおり整理します。

(1)市民

市民には、地域福祉の担い手でもあることから、一人ひとりが地域福祉に対する学びと理解を深めていくとともに、地域において自らができるを考え、主体的に地域の福祉活動に参加することが求められます。

また、福祉サービスの利用者として、福祉サービスの内容やその適切な利用についても学ぶ姿勢も求められます。

(2)活動団体

①町会・自治会

町会・自治会など地縁に基づく組織には、住民の日常生活においても特に身近な存在であり、地域福祉の基盤となる組織であることから、市民の地域生活を支える活動を一層推進していくとともに、支援が必要な人の情報や地域で起こっている様々な生活問題に対し、地域福祉を担う主体間で連携して必要な支援につなげていく役割が求められます。

②ボランティア団体・NPO

ボランティア団体・NPOには、地域の課題解決に専門的・主体的に取り組む役割を担うことから、自らの活動内容を一層充実・発展させていくとともに、地域福祉を担う主体間との連携による地域福祉の推進が求められます。

③企業・商工関係団体

企業・商工関係団体には、地域コミュニティの一員として、自分たちの持っている特性を生かしながら社会貢献事業等に積極的に取り組むとともに、地域福祉を担う主体間との連携による地域福祉の推進が求められます。

④福祉事業者

福祉事業者には、福祉サービスの提供者として、住民の多様なニーズに応えていくことが求められることから、地域社会と地域福祉を担う主体間との関係を一層強め、かつ、連携していく中で住民の抱える潜在的なニーズの把握や専門的な視点からの情報提供、相談等の課題解決の役割が求められます。

⑤民生委員・児童委員

民生委員・児童委員には、身近な地域において、相談ごとや困りごとを抱えた人たちへの様々な支援を行う役割を担うことから、これまでの地域に根差した活動の蓄積を生かし、住民の抱える潜在的ニーズを発見し、専門的な支援につなげていく役割が求められます。

(3)関係機関

①教育機関

教育機関には、地域社会と連携を図りながら、地域の人たちがともに学ぶ中で、ノーマライゼーションの考え方のもと、福祉意識を育み、地域とのつながりを築き、これから地域社会を担う人材を育てる役割が求められます。

また、地域に開かれた教育機関としての役割やいじめ、虐待等の困難事例への取組も求められます。

②医療機関

医療機関には、地域福祉の分野と連携を図りながら、適切な医療サービスを提供して市民の安全・安心な地域生活を支えるとともに、専門的な視点からの情報提供や相談、地域福祉を担う主体間との連携による課題解決の役割が求められます。

③保健所

保健所には、医療機関等と連携を図りながら、予防から治療まで切れ目なく総合的に、保健、医療、福祉サービスを提供できるよう、連携調整等を行うことが求められます。

④児童相談所

児童相談所には、子どもや家庭をめぐる問題が複雑・多様化する中で、問題が深刻化する前の早期発見・早期対応を図るなど、地域におけるきめ細かな援助が求められます。

⑤警察

事件や事故への対応はもとより、より地域に根ざした警察活動を推進し、地域住民が安全で安心して暮らすことのできる地域づくりの一翼を担っていくことが求められます。

⑥消防

近年、地震や火山活動などの大規模な自然災害が頻発しており、こうした様々な災害に適切に対応するために、関係機関とのより一層の連携が求められます。

(4)社会福祉協議会

社会福祉協議会には、住民の地域福祉活動への参加促進をはじめ、地域福祉活動に対する支援を行うとともに、多様な地域福祉活動組織との間に構築された関係性を生かし、地域福祉を担う主体との多様な地域資源のつながり・ネットワーク化推進のコーディネーターとしての機能を果たしていくことが求められます。

(5)行政

行政には、公共サービスの担い手としてだけではなく、協働のための舞台づくりのコーディネーターとして役割を果たしていくことが重要であり、地域福祉を推進していく上で、地域の誰もがいきいきとした生活を送ることができるよう、「家族や地域で助け合い支え合う『互助』」を基本に「住民一人ひとりが、自分でできることは自分でする『自助』」、「介護保険や医療保険などの制度化された相互扶助である『共助』」、そして、「自助・互助・共助では対応できない生活困窮等の状況に対して支援を行う『公助』」が連携・一体となった施策を推進していく役割が求められます。

近年では特に、公助における専門的な対応を図るとともに、支援が必要な人に対して的確にその手が届く仕組みを確立することや支援が必要な人に対するサービスや関係機関との調整など、地域福祉のセーフティネット機能を果たしていくことが求められます。

2 計画の進行管理

本計画に位置付けられた施策や事業を着実に実施していくため、次の体制に基づいた進行管理を行います。

(1) 実施計画調書及び事業評価調書の作成・取りまとめ

年度ごとに、地域福祉計画実施計画調書の作成・取りまとめを行い、地域福祉計画推進委員会にて報告を行うとともに、事業に着手します。

また、各年度の終了後、事業の実施状況を把握した上で、地域福祉計画事業評価調書の作成・取りまとめを行います。

(2) 地域福祉計画推進委員会での評価

地域福祉計画推進委員会において、地域福祉計画実施計画調書及び地域福祉計画事業評価調書を通じ、事業の実施状況等を把握するとともに、進捗評価の妥当性の確認や課題解決のための改善策及び取組方針等について検討します。

(3) 評価結果の公表

地域福祉計画推進委員会からの評価結果を受け、その後、市ホームページ等を通じ、評価結果を公表します。

資料編